

令和6年度重要技術総合管理事業
(主要国の人材管理を中心とする技術流出防止策に関する調査)

最終報告書

2025年2月28日

PwCコンサルティング合同会社



調査報告書目次

1. 調査の目的・概要	P 2
2. 調査① 国内外の政府等による技術流出防止施策に関する調査	P 5
2-1 調査方法	P 6
2-2 調査結果	P12
3. 調査② 国外の研究機関における研究開発人材取入れ基準に関する調査	P105
3-1 調査方法	P106
3-2 調査結果	P109
3-3 参考資料	P120
4. 調査③ 国内の企業による技術流出対策に関する調査	P123
4-1 調査方法	P125
4-2 調査結果	P127
5. 技術流出ガイダンスに関する研究会	P130
6. まとめ	P132

1

調査の目的・概要

事業背景・目的

- グローバル化や情報化、人材の流動化等が進展する中で、海外技術移転に係る技術流出や人を通じた技術流出が増加している。これらの技術流出経路が企業にとっては穴になりがちであり、かつ対策が十分にできていない分野である。
- 特に、日本企業が有する優位性の高い技術は、国際的な競争力・不可欠性があることから、他国からの技術獲得のターゲットとなりやすく、踏み込んで対応すべき分野の一つであると考えている。
- ついては、諸外国や企業における技術流出防止施策に係る情報を整理し、我が国の企業の技術が他国に流出することのないよう、防止策を検討するべきである。

現状認識

- グローバル化や情報化、人材の流動化等が進展する中で、海外技術移転に係る技術流出や人を通じた技術流出が増加している。
- 特に、日本企業が有する優位性の高い技術は、国際的な競争力・不可欠性があることから、他国からの技術獲得のターゲットとなりやすく、踏み込んで対応すべき分野の一つ

あるべき姿

- 我が国が国際的に競争力を持つ技術は、他国からの技術獲得のターゲットとなりやすく、多様な経路に応じた対策が必要。
- 特に、国内産業の育成のために、近年技術獲得を企図している国の動向を注視しつつ、我が国の企業の技術が他国に流出することのないよう、防止策を検討するべきと思料。

本事業の目的

- 諸外国における、海外技術移転や人を通じた技術流出防止策に関して調査及び研究会を実施することにより、国際環境やビジネス実態、法規範等に即した新たな技術流出防止の取組に資する情報を得る

調査の全体像

- 本調査研究では、以下の①②③についての調査及び技術流出対策ガイダンスに関する研究会を実施した。

調査①②③の概要

	整理事項	調査対象・調査方法
調査① 国内外の政府等による 技術流出防止施策に 関する調査	<ul style="list-style-type: none">日本および諸外国の政府等により実施される、特に下記2種類の技術流出に対する防止策（法令やガイドライン等）を整理した。 <ol style="list-style-type: none">海外技術移転に伴う技術流出人を通じた技術流出	<ul style="list-style-type: none">国内省庁により過去3年以内に公表された委託調査報告書を中心としたデスクトップリサーチにより、日本、米国、英国、ドイツ、オランダ、韓国、台湾における施策を整理した。
調査② 国外の研究機関における 研究開発人材取入れ基準に 関する調査	<ul style="list-style-type: none">海外の研究機関における、研究開発時の人材確保における制約条件や、その運用の実態に関する情報を整理した。	<ul style="list-style-type: none">海外の研究機関により公開された情報（求人情報等）を対象としたデスクトップリサーチや、関係者に対するヒアリング（5件）により、米国、英国、ドイツ、オランダ、カナダ、韓国の研究機関における取組を整理した。
調査③ 国内の企業による 技術流出対策に 関する調査	<ul style="list-style-type: none">日本企業により実施されている、特に下記2種類の技術流出に対する防止策（法令やガイドライン等）を整理した。 <ol style="list-style-type: none">海外技術移転に伴う技術流出人を通じた技術流出	<ul style="list-style-type: none">技術流出防止施策を実施する日本企業に対するヒアリング（12件）により、各社の取組を整理した。

研究会の概要

	実施概要
技術流出対策ガイダンスに関する研究会	<ul style="list-style-type: none">企業における技術流出防止対策（主に人を通じた技術流出及び海外技術移転に伴う技術流出）について論点を整理し、経済産業省が策定を予定する技術流出ガイダンスの作成等について検討する目的で、研究会を計2回開催した。研究会では、技術等の情報管理に通じている学識経験者、関連団体、弁護士、産業界等の計9名で議論を実施した。

2

国内外の政府等による技術流出防止施策に関する調査

2-1

調査方法

調査の全体像

- 国内外の政府等による技術流出防止施策に関する調査では、大別して下記2つのデスクトップリサーチを実施した。

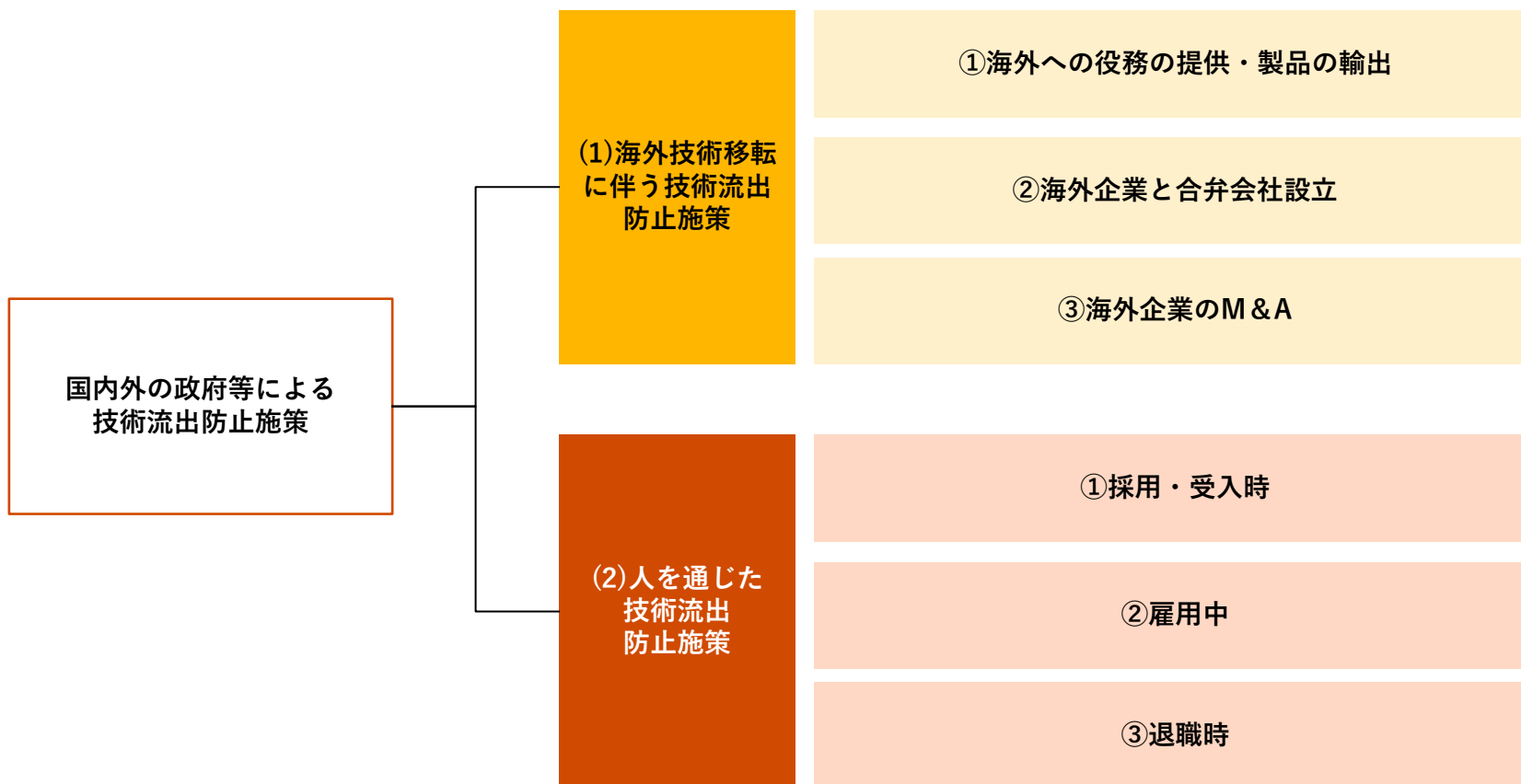
国内外の政府等による技術流出防止施策に関する調査の全体像

	調査目的	調査方法
調査①A 諸外国及び日本の 施策概要調査	<ul style="list-style-type: none">諸外国の政府等による、海外技術移転に伴う技術流出や人を通じた技術流出に対する防止施策の整理	国内省庁の2021-2024年に公表した委託調査報告書を中心とした <u>デスクトップリサーチ</u> ※次ページ以降で詳細を説明
調査①B 韓国及び台湾の 特定施策深堀調査	<ul style="list-style-type: none">韓国・台湾の下記施策に関する詳細な情報の整理<ul style="list-style-type: none">✓ 韓国（国家先端戦略産業特別措置法における技術管理）✓ 台湾（国家核心重要技術を有する非公務員に対する規制強化等）	左記施策に関するWeb情報等を対象とした <u>デスクトップリサーチ</u>

調査①A 諸外国及び日本の施策概要調査 施策の整理の方針

- 調査①A 諸外国及び日本の施策概要調査では、（１）海外技術移転に伴う技術流出防止施策（２）人を通じた技術流出防止施策を、以下の通りそれぞれ３つの局面に類型化し、整理する方針とした。

技術流出防止施策の分類



調査①A 諸外国及び日本の施策概要調査 調査対象文献収集の方針

- 調査①A 諸外国及び日本の施策概要調査では、直近の国内省庁の委託調査報告書にまとめられた施策の整理を中心に、不足する情報源を補う形で、以下の方針で調査対象文献を収集した。

主な調査対象文献の収集方法

調査対象文献の収集方法：

国会図書館オンラインを用い下記条件で検索を実施した上で、ヒットした文献からノイズ（本調査に必要な情報を含まない報告書）を除去し、主たる調査対象文献の集合を作成した。

検索条件：

下記省庁名のいずれか and 下記キーワード群のいずれか and キーワード「報告書」 and 発行期間2021-2024年 で検索を実施。

省庁名		キーワード群
内閣府	文部科学省	技術移転、貿易管理、輸出管理、知財ライセンス、共同研究、技術者派遣（海外への役務の提供・製品の輸出に関連）
内閣官房	厚生労働省	海外企業との合併会社、合併会社、対外投資、対内投資（海外企業と合併会社設立に関連）
警察庁	農林水産省	企業買収、買収、企業合併、合併（海外企業のM&Aに関連）
防衛省	経済産業省	採用、リクルート、産業スパイ、バックグラウンドチェック（採用・受入時に関連）
総務省	特許庁	人材管理、情報漏洩、営業秘密、企業秘密、秘密保持契約、機微技術、軍事技術、セキュリティクリアランス（雇用中に関連）
外務省	国土交通省	競業避止、退職者（退職後に関連）
財務省	環境省	

補足的な調査対象文献の収集方法

調査対象文献の収集方法：

Web検索等により、下記①～③の文献を収集し、本調査に必要な情報を含むものを調査対象とした。

- 直近3年の重要技術の流出防止と関連性のある、内閣府・内閣官房・経済産業省・厚生労働省・外務省・財務省の有識者委員会・審議会資料
- 本調査研究の趣旨に沿った活動をしている国際機関である、国際労働機関（ILO）・世界知的所有権機関（WIPO）・世界貿易機関（WTO）・OECDを対象に調査
- 調査対象国の政府機関や公的機関等によるホームページ等の情報発信（上記報告書等で不足する情報を補完するために実施）

調査①A 調査対象文献

- 前ページに示す調査の結果、以下の文献を調査対象とした。

公表年	発行者	報告書名	国
2024	内閣府	令和5年度科学技術基礎調査等委託事業研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析	日本・海外
2023	内閣府	令和4年度科学技術基礎調査等委託事業研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析	日本・海外
2022	内閣府	令和3年度研究インテグリティ（Research Integrity）に係る調査・分析報告書	日本・海外
2024	内閣府	令和5年度国内及び主要国における情報保全を伴う研究開発の推進体制等に関する調査・分析	日本・海外
2023	防衛装備庁	防衛産業保全マニュアル	日本
2022	内閣府	研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト	日本
2019	内閣府	研究データリポジトリ整備・運用ガイドライン	日本
2016	経済産業省	大学における秘密情報の保護ハンドブック	日本
2013	内閣府	特定秘密保護法	日本
2007	内閣官房	カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針	日本
2020	厚生労働省	副業・兼業の促進に関するガイドライン	日本
2022	厚生労働省	モデル就業規則	日本
2022	経済産業省	安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）	日本
2023	経済産業省	みなし輸出管理の運用明確化	日本
2021	財務省	対内直接投資管理制度	日本
2019	内閣府	大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン	日本
2020	文部科学省・経済産業省	産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン	日本
2022	経済産業省	安全保障貿易管理制度	日本
2024	内閣官房	経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度～）経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言	日本・海外
2023	内閣官房	経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議 諸外国における情報保全制度の比較	日本・海外
2024	厚生労働省	第5回 働き方・人への投資ワーキング・グループ 競業避止義務の明確化について	日本・海外
2024	公正取引委員会	第5回 働き方・人への投資ワーキング・グループ 競業避止義務に係る競争政策・独占禁止法上の考え方	日本・海外
2005	ILO	労働力移動に関する多国間枠組み	日本・海外
2023	OECD	OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針	日本・海外
2024	連邦取引委員会	FTCによる競業避止条項禁止の新規則の概要と対応策	日本・海外
2022	JETRO(NY)	営業秘密に関する欧米の法制度調査	日本・海外

調査①A 調査対象文献

- 前ページに示す調査の結果、以下の文献を調査対象とした。

公表年	発行者	報告書名	国
2025	JETRO	EU 輸出品目規制 二重用途物品に関する規制 詳細	海外
—	JETRO	Webサイト EU 貿易管理制度	海外
—	JETRO	Webサイト 台湾 貿易管理制度	海外
2020	CISTEC	米国FIRRMA（外国投資リスク審査現代化法）及びその改正下位規則の概要	海外
2018	米国政府	Summary of the Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018	海外
2016	不正競争防止法委員会	米国における営業秘密保護の現状について	海外
—	EU	Webサイト EU sanctions against Russia	海外
—	ドイツ政府	Webサイト Competition Act (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen – GWB)	海外
—	オランダ政府	Webサイト Business.gov.nl Information for entrepreneurs Non-compete clause	海外
—	オランダ政府	Webサイト Business.gov.nl Information for entrepreneurs Joint venture	海外
—	オランダ政府法律データベース	Webサイト Besluit strategische goederen	海外
—	オランダ政府法律データベース	Webサイト Mededingingswet	海外
2016	日本知財学会	韓国での営業秘密保護関連法律の動向と課題	海外
2023	台湾行政院	戦略性高科技貨品種類、特定戦略性高科技貨品種類及輸出管制地区	海外
2021	台湾行政院	我國大專以上院校及高等學術研究機構防止敏感或管制技術移轉指引手冊	海外
2021	台湾行政院	華僑及外國人申請投資應檢附文件及說明	海外
2021	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	台湾法令アップデート	海外
2020	公益財団法人日本台湾交流協会	台湾 営業秘密法 和訳	海外
2020	公益財団法人日本台湾交流協会	特許庁委託 台湾における知的財産関連契約の留意点	海外
2013	公益財団法人台湾交流協会	特許庁委託 台湾模倣対策マニュアル	海外

2-2

調査結果

海外技術移転に係る技術流出防止施策 調査結果

【調査結果サマリ】海外技術移転に係る技術流出防止施策＞海外への役務提供・輸出

- 流出防止施策の対象となる情報は、国家安全保障に関わる技術と、各国が戦略的に定める技術分野である。
- 流出防止手段として、担当省庁からの輸出許可取得を求める他、他国との共同研究開始時についても担当省庁への相談を推奨。
- 国際協力による研究発展と、自国の安全保障管理のための技術流出防止の両立を目的として施策を策定。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止施策の対象となる情報	民間事業者が保有する、新興・基盤的技術であるバイオテクノロジーやAI、量子等の14分野	大学・研究機関の保有する、国家安全上の懸念が生じやすい技術分野	対外取引に関与する者及び法人がもつ、武器や軍事関連物質などドイツの経済的利益に関与する情報	輸出入業者や民間企業のもつ、二重用途物品と軍事物品	研究機関や企業が持つ、国が戦略物資に指定した技術・新技術等と公示・認証される技術	軍民両用製品及び技術、戦略性ハイテク製品	研究機関や企業が保有する研究成果・秘密情報、破壊的技術革新が進む技術、技術優位性の創出を目指す技術領域
技術流出を防止する手段	禁輸対象国とその国内における輸出再輸出、または国内における移転に対して、商務省からの輸出許可の取得を義務化。	研究提携、輸出規制、特定の国際研究協力における知的財産の保護など安保に関する機密事項について、大学・研究機関が相談可能な窓口を設置	武器や軍事関連物資をはじめとする特定の取引や行為に対する規制を設ける。	二重用途物品をはじめとした軍事物品の輸出入とオランダ内通過にオランダ政府の許可を要求。EU輸出関連法にも準拠し、ロシアへの軍事関連品や二重用途物品・技術の輸出禁止、親ロシア国家への迂回防止措置を課す。	輸出時は産業部・関係部署の許可が必要。国家核心技术に対しては輸出・買収・合併を統制する。無許可で戦略物資を輸出した者には罰則が規定され、未遂や過失による違反にも罰則が適用。	戦略性ハイテク製品をリスト表示し適切な輸出管理の指針を提供。学術機関に対して、技術移転のリスクと対策方法を提案。	外国企業との共同研究における留意事項としての、連携方針、組織体制整備、プロセス管理の確立を推奨。居住者から非居住者への技術提供もみなし輸出として管理し、経済産業大臣の許可を要求
施策の目的や背景	多義的技術の発展等により、それらの技術情報に関する輸出管理対応の必要が生じた。	国際研究協力における特定の国家安全上の懸念に対処研究文化の変革を支援し、信頼できる研究の理解と適用を深める。	ドイツや他EU加盟国の公安及び安保に対する脅威となる可能性がある海外との取引について規制を行う。	国内の軍事物質取引の厳格な管理による国際的な安保と人権保護。対ロシア政策。	国家核心技术の保護、技術者及び研究者の保護・支援による国内産業の競争力強化、国家と経済の安保。	機微技術の移転を防止し国家の安保を確保するため。	経済安保上の重要技術に関する技術流出防止。
施策を構成する法令等	P.17	P.20	P.24-25	P.28-30	P.34-35	P.38-39	P. 42-45、47-48

【調査結果サマリ】海外技術移転に係る技術流出防止施策＞合弁会社設立

- 流出防止施策の対象となる情報は、国家安全保障に関わる技術と、各国が戦略的に定める技術分野である。
- 流出防止手段として、担当省庁からの合弁会社設立の許可取得を求める他、合弁会社における組織管理策の提示を求める。
- 国家安全保障を保護した、産業の持続可能な成長基盤の構築を目的として施策を策定。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止 施策の対象 となる情報	米国企業の保有する特定の技術やインフラ	高等教育機関及び研究機関のもつ、国家安全上の懸念が生じる可能性がある17分野の技術	合弁会社の情報	合弁会社の情報	個人が所有する、国家指定の先端戦略技術	台湾企業の機器設備、知的財産権	日本国内の法人
技術流出を 防止する手段	外国企業に対し、米国企業との合弁会社設立における国家安全リスクの審査、評価の具体的な規定を提示。評価・審査結果や安保に関する分析を議会に報告。	研究開発機関が適格事業体（買収対象企業）となる場合に想定される機関の種類や適格資産（買収対象資産）の種類を示し情報を管理するための組織管理策を提示。	合弁会社設立に関する規定を提示。合弁会社は最低3年間の活動を要求。契約主体が合弁会社の一部であると規定することを要求。	相手国で適用される規則の確認、契約に適應する国の法律、期間や意思決定権についてなどの合意事項を明確に記録し、協力契約や合弁契約の締結を推奨。	国家先端戦略技術保有者が大統領令で定める海外引受・合併、合弁投資等外国人投資を進行しようとする場合についても輸出と同様の承認が必要となる。	華僑及び外国人の投資人の身分証明書、投資代理人の授權書と身分証明書、投資事業資料出資種類の提出、初次投資及び増資申請案や投資計画変更案についての提出を要求。	外国人投資家による日本への出資や事業形態の変更要求について、業種に応じて事前届出または事後報告を要求。
施策の 目的や背景	米国の国家安全の保護。	企業と投資家が英国でビジネスを行う際に必要な確実性・透明性の提供と国家安全の保護。	競争の制限を防止し、公正な競争慣行を確保する。	オランダには合弁会社設立に関する法律は存在せず、EUの方針に準拠している。	国家先端戦略産業の革新エコシステムの造成と技術力の強化を通じた産業の持続可能な成長基盤の構築。	申請手続きを簡素化、透明化するため。	国際収支の均衡と通貨の安定をによる日本経済の健全な発展に寄与する。
施策を構成する 法令等	P.18	P.21	P.26	P.31	P.36	P.40-41	P.46

【調査結果サマリ】海外技術移転に係る技術流出防止施策＞海外企業のM&A

- 流出防止施策の対象となる情報は、国家安全保障に関わる技術と、各国が戦略的に定める技術分野である。
- 外国投資家による合併や買収の割合が規定を超える場合、担当省庁へ連絡し、承認を得ることを義務化している。
- 外国企業による自国企業の合併・買収を監視し、健全な投資を促進することで技術流出を防止する目的。
- 米国や台湾は特定国を念頭に規制。ドイツとオランダはEUにおける法律を念頭に規制。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止 施策の対象 となる情報	米国の安全保障上 重要な技術・イン フラ	国家安保上の懸念 が生じやすい17分 野の技術	経済活動を行う 者・法人がもつ、 軍事及びITセキュ リティ関連企業重 要インフラから始 まる27分野	オランダ企業	個人が持つ、国指 定する、外国人投 資対象制限業種 (30種)と国家先 端戦略技術・産業	台湾の知的財産権	国の安全等の観点 から指定される重 要産業技術
技術流出を 防止する手段	外国人による米国 事業の支配をもた らす合併、取得、 買収、米国政府施 設に近接する不動 産取引について、 事前届け出を義務 付け。虚偽申告者 事前申告が必要な 取引義務を怠った 者には罰金。	外国企業・投資家 による英国企業の 合併・買収が一定 条件を超えた場合 事前に政府への届 け出を義務付け。 政府は、取り消し 阻止をすることが 可能であり、未承 認の取引は無効化 され罰金が科され る。	非EU居住者によ る国内企業等の株 式買収がドイツや 他のEU加盟国の 公序良俗や安全を 損なう場合に制限 を課す。EU域外 の買収者が特定分 野に属する企業の 議決権の一定数以 上を取得する際、 政府に通知が必要	欧州競争法に基づ き、大規模合併や 買収時の消費者市 場庁への報告を要 求。違反した場合 は、罰金や強制措 置が科される。	許可または申告に 関連して偽書類を 提出した場合など に罰則が適用され る。国家先端戦略 技術保有者が当該 技術を外国企業等 に売却または移転 等の方法で輸出す る場合には、産業 通商資源部長官の 承認を受ける必要 がある。	一部事業について の外国人による投 資を一切禁止する 業種を華僑・外国 人投資ネガティブ リストとして管理 外国人が台湾に投 資をする際は、台 湾經濟部投資審議 委員会に対し事前 申請と許可を要求	外国投資家（非居 住者の個人、外国 の会社、上記の者 から50%以上出資 を受けている本邦 の会社等）が、指 定の業種を営む企 業に対して投資等 を行う場合、財務 大臣及び事業所管 大臣あての事前届 出が必要。
施策の 目的や背景	中国を筆頭とした 外国企業による米 国企業への買収や 投資の増加を背景 に、外国直接投資 による技術や知的 財産の流出を防止	外国企業や投資家 の英国企業合併・ 買収に対し確実性 と透明性を提供し つつ監視を強める ことで、国家安保 を保護する。	技術流出の懸念。 ドイツや他EU加 盟国の公安及び安 全保障に対する脅 威となる可能性が ある海外との取引 について規制。	企業による競争の 制限を防止。	国家先端戦略産業 の革新エコシステ ムの造成と技術力 の強化を通じた産 業の持続可能な成 長基盤の構築。	経済発展と国際競 争力の向上。	健全な投資の促進 と国家安保に係る 技術の流出防止。
施策を構成する 法令等	P.19	P.22-23	P.25,27	P.32-33	P.36-37	P.41	P.46

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	ECRA(Export Control Reform Act：輸出管理改革法)	2018	商務省	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	対象に限定なし
施策の対象となる情報	新興・基盤的技術としてバイオテクノロジーやAI、量子等の14分野
流出防止のための措置	この法律は、米国の多義的技術品の規制のための根拠となる行政規則であるEARに新興・基盤的技術として追加指定したバイオテクノロジーや量子等の14分野の、禁輸対象国への輸出、禁輸対象国国内における輸出、再輸出、国内における移転の際に、商務省から輸出許可を取得することを義務付けている。 本法令に違反をした場合、当該者に対して30万ドル以下、または罰則が科せられる違反の根拠となっている取引額の2倍以下のいずれか高額の罰金を科している。輸出、再輸出、または国内における移転を禁じることがある。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	米国輸出管理体制が一時暫定的な運用となっていたこと、多義的技術の発展等により、それらの技術情報等に関する輸出管理についても対応する必要性が生じ、米国の多義的技術品の輸出管理をより確固するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018 (外国投資リスク審査現代化法)	2018	米国国議会	②合弁会社設立

施策の概要

施策の対象となる者	外国企業
施策の対象となる情報	特定の技術（新興技術及び基盤的技術を含む）やインフラ
流出防止のための措置	この法律は、外国企業に対し、米国企業との合弁会社設立における国家安保リスクの審査、評価の具体的な規定を示している。外国投資委員会（CFIUS）の権限を拡大し、評価・審査結果や安保に関する分析を議会に報告する。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	米国の国家安保の保護。
-------------------	-------------

出典：米国政府 Summary of the Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018

(<https://home.treasury.gov/system/files/206/Summary-of-FIRRMA.pdf>)

米国 FIRRMA (外国投資リスク審査現代化法) 及びその改正下位規則の概要(CISTEC)(https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20-03_tokusyuu02.pdf)

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	IRRMA(Foreign Investment Risk Review Modernization Act：外国投資リスク審査近代化法)	2018	対米外国投資委員会 (CFIUS)	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	米国事業を合併・取得・買収しようとする外国企業
施策の対象となる情報	重要技術・重要インフラ
流出防止のための措置	この法律は、審査対象である外国人による米国事業の支配をもたらす合併、取得、買収、重要技術の流出や重要インフラへの悪影響などの防止の観点からセンシティブな米国政府施設に近接する不動産取引、重要技術を扱う米国事業の外国人による「支配」を伴わない投資を審査対象取引と指定する。また一部の取引の際にはCFIUSへの事前届け出を義務付けている。 虚偽申告を行った者に対して、25万ドル以下の罰金が科され、事前申告が必要なものに関して、申告義務を怠った者には25万ドルまたは取引額のいずれか大きい額の罰金を科している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	米国の外国直接投資に関しては従来、米国事業の支配をもたらす合併、取得、買収を「審査対象取引」と定めて、それらが安全保障に与える脅威を審査してきたが、外国企業の米国企業への買収や投資が増加し、これが技術や知的財産の流出に繋がる懸念があり、米国の外国直接投資に対する審査体制を拡大・強化する必要性が生じた。これを背景に、外国直接投資による技術や知的財産の流出を防ぐために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	Research Collaboration Advice Team (RCAT)	2021	英国ビジネス産業戦略省(BEIS)	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	大学・研究機関
施策の対象となる情報	国家安全保障上の懸念が生じやすい技術分野
流出防止のための措置	この相談窓口制度は、研究者や大学のリーダーに、研究提携、輸出規制、サイバーセキュリティ、特定の国際研究協力における知的財産の保護など、安全保障に関する機密事項や新たな話題について、アドバイスや内密に相談するためのルートを提供している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国際研究協力における特定の国家安全保障上の懸念に対処。 研究文化の大きな変革を支援し、信頼できる研究の理解と適用を深めることを目的とする。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	NSI法：高等教育及び研究集約型セクター向けのガイダンス	2021	英国政府	②合併会社設立

施策の概要

施策の対象となる者	高等教育及び研究集約型セクター
施策の対象となる情報	国家安全保障上の懸念が生じやすい17分野の技術
流出防止のための措置	このガイダンスでは、研究開発機関が適格事業体（買収対象企業）となる場合に想定される機関の種類や適格資産（買収対象資産）の種類を示し、情報を管理するための組織管理策を示している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	企業や投資家が英国でビジネスを行う際に必要な確実性と透明性を提供しつつ、国家安全保障を保護することを目的とする。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	National Security and Investment Act (NSI法)	2021	英国政府	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	民間事業者
施策の対象となる情報	国家安全保障上の懸念が生じやすい17分野の技術
流出防止のための措置	この法律は、国家安全保障を脅かす可能性がある外国企業や投資家による英国企業に対する合併・買収などが一定の条件を超える場合、事前の政府への届け出を義務付け、特定の種類の事業体及び資産に対する支配権の取得から生じる国家安全保障上のリスクへ対応している。 政府は事業者の買収・合併・資産の取得に一定の条件をつけること、取り消し、阻止をすることが可能。承認を得ず完了した取引は無効とされるとともに、罰金を科している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	外国企業や投資家による英国企業に対する合併・買収に対する監視を強め、特定の事業体及び資産に対する支配権の取得から生じる国家安全保障上のリスクに対応することを目的とする。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	NSI法：高等教育及び研究集約型セクター向けのガイダンス	2021	英国政府	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	高等教育及び研究集約型セクター
施策の対象となる情報	国家安全保障上の懸念が生じやすい17分野の技術
流出防止のための措置	このガイダンスでは、研究開発機関が適格事業体（買収対象企業）となる場合に想定される機関の種類や適格資産（買収対象資産）の種類を示し、情報を管理するための組織管理策を示している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	企業や投資家が英国でビジネスを行う際に必要な確実性と透明性を提供しつつ、国家安全保障を保護することを目的とする。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	国際科学協力におけるリスク管理-考えるべき点：Risk management in international scientific cooperation – points to consider	2021	ライプニッツ協会 (WGL)	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	WGL傘下の研究機関や研究者
施策の対象となる情報	情報の種類に限定なし
流出防止のための措置	このガイドラインは、国際的な科学協力におけるリスク管理の重要性を示している。協力プロジェクトに対して初期リスク評価、デューデリジェンス、EU、ドイツ及びパートナー国の法律理解、契約上の合意や情報保護、チェックリストや日々の意識向上トレーニングについて、言及している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	2019年、連邦情報局（BND）が他国からの学術・研究界でのリスクについて警戒が必要であると報告したことをきっかけに、連邦政府側から大きく取り上げられることになり、学協会や研究機関にも広がっていった。これを背景に、研究成果の不正利用のリスクを最小限に抑えるために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	外国貿易及び支払法 (Außenwirtschaftsgesetz : AWG)	2013	ドイツ政府	①海外への役務提供・輸出 ③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	ドイツ国内外で対外経済取引に関与するすべての自然人及び法人
施策の対象となる情報	ドイツの経済的利益に関連するすべての情報、特に武器や軍事関連物質の取引に関する情報
流出防止のための措置	この法律は、軍事装備品、事装備品の開発や軍事行動の実施を目的とした物品の取引を制限している。 また、この法律は、非 EU 居住者による国内企業等の株式の買収がドイツまたは他のEU加盟国の公序良俗や安全を損なう可能性がある場合に、買収に制限を課す。 また、軍事及びITセキュリティを製造、開発、改造、管理するような関連企業に対する外国投資を規制している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景 や施策の目的	EUの共通政策に準拠する形で法整備が進められ、ドイツや他のEU加盟国の公安及び安全保障に対する脅威となる可能性がある海外との取引について規制し、ドイツの安全保障上の利益を保障するために策定された。
-----------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	競争法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)	2023	ドイツ政府	②合弁会社設立

施策の概要

施策の対象となる者	合弁会社
施策の対象となる情報	情報の種類に限定なし
流出防止のための措置	この法律は、合弁会社設立に関する規定を示している。 合弁会社は最低3年間の活動を要求され、契約主体が合弁会社の一部であると規定することを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	競争の制限を防止し、公正な競争慣行を確保する。
-------------------	-------------------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	対外規制法施行令 (Außenwirtschaftsverordnung: AWV)	2021 (改正)	ドイツ政府	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	個人
施策の対象となる情報	重要インフラから始まる27分野
流出防止のための措置	この法律は、EU域外の買収者が、特定分野に属する企業の議決権の一定数以上（10%等）を取得する際、政府に通知を求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	先端・機密技術を扱う分野を含む技術流出を防ぐために策定された。
-------------------	---------------------------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	Besluit strategische goederen (戦略物資に関する決定)	2015	オランダ経済省	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	輸出入業者、二重用途物品の取扱業者
施策の対象となる情報	二重用途物品、軍事物品
流出防止のための措置	この法律は、軍事物資の輸出、輸入、及び通過に関する規制を定めている。特に、二重用途物品への輸出に特別な許可を求め、軍事物品の輸入やオランダの通過にはオランダ政府の許可を求めている。軍事物資のオランダから他EU加盟国に対する移転についても、移転許可を求めている。不正確な情報に基づき発行された許可や、条件が守られなかった場合には許可が取り消される。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国内の軍事物質取引の厳格な管理による国際的な安保と人権保護。
-------------------	--------------------------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	理事会規則 2021/821	2024	EU理事会	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	対象に限定なし
施策の対象となる情報	二重用途物品（民生及び軍事目的双方に使用可能なすべての物品、ソフトウェアないしテクノロジー） （核物質・原子力施設・装置、特殊素材・関連装置、材料加工、電子機器、コンピュータ、電気通信・情報セキュリティ、センサー・レーザー、ナビゲーション・航空電子、海洋、航空宇宙・推進装置）
流出防止のための措置	この法律は、EUの輸出相手国に対して、一部輸出に規制や事前許可を求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	二重用途物品の輸出管理を強化し、加盟国間の協力体制により効果的な統制を実現するため。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	オランダ政府Webサイト Joint venture	—	オランダ政府	②合弁会社設立

施策の概要

施策の対象となる者	外国企業
施策の対象となる情報	合弁会社
流出防止のための措置	<p>このWebサイトは、合弁会社を設立する際の基本的な手続きや考慮事項を示している。合弁期間や意思決定権などの合意事項を明確に記録することを推奨し、協力契約や合弁契約（JVA）の締結を推奨している。ただし、オランダ商工会議所や海外の商業登録簿への記録は不必要としている。</p> <p>外国との合弁会社設立の場合は、当該国で適用される規則を確認し、現地パートナーと、契約に適用する国の法律を合意する必要がある。</p> <p>また、海外ネットワークをもつ無料アドバイス提供源として、Enterprise Europe Network (EEN)とオランダ企業庁 (RVO) のアドバイザーを紹介している。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	—
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	競争法（Mededingingswet）	2021	オランダ政府	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	民間企業
施策の対象となる情報	情報の種類に限定なし
流出防止のための措置	この法律は、各企業に対し、大規模な合併や買収をする際の消費者市場庁（ACM）への報告を求めている。違反した場合、罰金や強制措置が科される。この法律は欧州競争法に基づいている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	企業による競争の制限を防ぐため。
-------------------	------------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	対外貿易法（대외무역법）	1967年 （最新の 改正は 2023年）	韓国政府	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	民間事業者
施策の対象となる情報	戦略物資に指定された技術
流出防止のための措置	この法律では、指定された技術の輸出時に産業部または関係部署の許可を求めている。輸出については「売買、交換、賃貸借、使用貸借、贈与などによって韓国国内から外国に物品が移動すること」を指し、居住者が非居住者に情報通信網を通じた伝送によってデータを伝送することや、サービス・役務の提供についても対象となる。 戦略物資等の拡散を図る目的で、輸出許可を受けず戦略物資を輸出する等の違反行為をした者は、7年以下の懲役または輸出・経由・為替・仲介する物品等の価格の5倍に該当する金額以下の罰金に処される等規制への違反行為に罰則が規定されている。未遂、過失による違反にも罰則が適用される。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	1987年に対外貿易法へ「戦略物資輸出入告示」を導入したことに端を発し、以後ミサイル関連資機材・技術輸出規制（MTCR）、オーストラリア・グループ（AG）、ワッセナー・アレンジメント（WA）、化学兵器禁止条約（CWC）など国際的な輸出規制レジームに加盟して武器や軍事転用可能な貨物や技術の輸出について規制を図ってきた。本法律は武器や軍事転用可能な貨物や技術の輸出について規制するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	産業技術流出防止法	2006	韓国政府	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 ・研究機関 ・専門機関 ・大学職員（教授、研究員、学生含む） ・国家核心技術の指定・変更及び解除業務を遂行する者 ・国家核心技術の保護・管理等に関する支援業務を遂行する者 ・国家核心技術の輸出及び海外引受・合併等に関する事項を検討したり、事前検討、調査業務を遂行する者 ・海外引受・合併等を進行しようとする外国人及び外国機関職員等
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術等と公示・認証される技術 ・国家核心技術（国内外市場で占める技術的・経済的価値が高い、もしくは関連産業の成長潜在力が高く海外に流出する場合に国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を与える恐れがある技術、2023年現在で半導体（11）、ディスプレイ（2）、電気電子（4）、自動車・鉄道（9）、鉄鋼（9）、造船（8）、原子力（5）、情報通信（7）、バイオテクノロジー（4）、機械（7）、ロボット（3）、水素（2）の計12分野71技術が指定されている。）
流出防止のための措置	この法律は、新技術等と公示・認証される技術の保護対策を樹立し、国家安全保障に直接的な影響を及ぼす国家核心技術の輸出統制・買収・合併などの統制を行う。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国家安全保障に直接的な影響を及ぼす「国家核心技術」の海外流出を規制して産業技術の不正な流出を防止するため。セキュリティ意識の醸成や制度的基盤の構築を通じて韓国国内の核心技術を保護し、科学・産業技術者及び研究者を保護・支援して国内産業の競争力を強化し、国家の安全と国民経済の安定を保障するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	国家先端戦略産業競争力強化及び保護に関する特別措置法（国家先端戦略産業法）	2022	韓国政府	②合併会社設立 ③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	国家先端戦略技術保有者
施策の対象となる情報	国家先端戦略技術とそれを研究開発・事業化する国家先端戦略産業
流出防止のための措置	<p>この法律は、国家先端戦略技術保有者が当該技術を外国企業等に売却または移転等の方法で輸出する場合に、産業通商資源部長官の承認を受けることを求めている。</p> <p>承認を受けていないか否定した方法で承認を受けて国家先端戦略技術の輸出をした場合は、情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を産業技術保護委員会に報告した後、産業技術保護委員会の審議を経て当該戦略技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復などの措置を命じられる。</p> <p>また、国家先端戦略技術保有者が大統領令で定める海外引受・合併、合併投資等外国人投資を進行しようとする場合についても輸出と同様の承認が求められる。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国家先端戦略産業の革新エコシステムの造成と技術力の強化を通じて産業の持続可能な成長基盤を構築することにより、国家・経済安全保障と国民経済発展に資するために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	外国人投資促進法	2023年	韓国政府	③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	記載なし
施策の対象となる情報	外国人投資対象制限業種（30種） 例：「内航旅客運送業」「内航貨物運送業」などの海運業務
流出防止のための措置	この法律は、法に基づく対外送金、外国人投資によって外貨を逃避させた場合、1年以上の有期懲役または逃避額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処するほか、外国人投資企業の変更登録をしなかった場合（5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金）や、本法による許可または申告に関連して偽書類を提出した場合（3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金）などに罰則を適用する。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	韓国における外国人投資を支援し、外国人投資に便宜を提供して外国人投資の誘致を促進することによって、韓国経済の発展に資するために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	戦略性ハイテク製品種類、特定戦略性ハイテク製品種類及び輸出制限地区（戦略性高科技貨品種類、特定戦略性高科技貨品種類及輸出管制地区）	2023	經濟部国際貿易局	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	事業者
施策の対象となる情報	軍民両用製品及び技術、戦略性ハイテク製品、半導体製造設備の一部
流出防止のための措置	<p>このガイドラインは、輸出を制限する戦略性ハイテク製品をリストとして表示し、戦略的ハイテク製品の輸出を適切に管理するための具体的な指針を提供している。</p> <p>軍民両用製品及び技術、一般軍用製品、北朝鮮向けの輸出制限リストを提示している。センシティブ物品をイランへ輸出する際には、戦略性ハイテク製品輸出許可証の申請が必要。戦略性ハイテク製品をロシアまたはベラルーシへ輸出する際に、戦略性ハイテク製品輸出許可書の申請が必要。</p> <p>輸出製品がリストに含まれていない場合でも、その最終用途や最終使用者が核、生化学、ミサイルなどの軍事兵器の生産や開発に使用される可能性がある場合は、管理対象となる。また、輸出管理地域をイラン、イラク、北朝鮮、中国本土、スーダン、シリアと設定。中国本土へは12取水の半導体ウェハ製造設備の輸出を管理。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国家の安保を確保するため。
-------------------	---------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	我國大專以上院校及高等學術研究機構防止敏感或管制技術移轉指引手冊	2021	經濟部國際貿易局、 國立陽明交通大學 企業法律センター	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	大学・高等学術研究機関
施策の対象となる情報	通常兵器や大量破壊兵器の設計、製造、使用または研究開発に使用される技術。核技術、精密機械/加工/測定技術、自動化及びロボット技術、化学及び生化学（特に人体に有害な化学物質や解毒剤）、生物学（特に感染症やワクチンに関連する生物技術及び医学）、高性能/機能材料技術（耐熱、耐腐食材料など）、航空技術及び高性能エンジン技術、ナビゲーション技術、海洋技術、通信、電子及び光学技術、規制対象製品の設計、製造、使用に関連するコンピュータプログラム開発技術、シミュレーションプログラム設計技術
流出防止のための措置	このガイドラインは、台湾の学術機関が扱う技術の内、国家の規制技術範囲を提示し、具体的事例を提示することで技術移転のリスクと対策方法を提案する。 米国の学術機関が提案する「Global Engagement Risk Assessment & Management Program (GERAMP)」を参考にした具体的なリスク対応方法を提案。続いて「Global Engagement Review Office (GERO)」を設立し、グローバルエンゲージメントプログラムの管理、監督、調整を行う。「Operational Security (OPSEC)」を採用し、対外交流リスクの処理モデルとして使用する。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	学術機関が、国家安保に影響を与える可能性のある敏感技術の範囲やリスクを理解し、適切に管理するため。敏感技術や規制技術の移転を防止するため。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	華僑及外国人申請投資應檢附文件及說明（華僑及び外国人が投資を申請する際に必要となる提出書類及びその説明）	2021	經濟部投資審議委員會	②合併会社設立

施策の概要

施策の対象となる者	外国投資家
施策の対象となる情報	機器設備、知的財産権
流出防止のための措置	この文書は、華僑及び外国人が台湾で投資、合併会社設立を行う際に必要な書類と手続きを説明する。 投資人の身分証明書、投資代理人の授權書と身分証明書、投資事業資料、出資種類の提出を求め、初次投資及び増資申請案や投資計画変更案についても提出を求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	申請手続きを簡素化、透明化するため。
-------------------	--------------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	外国人投資条例	1997	經濟部	②合弁会社設立 ③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	外国企業
施策の対象となる情報	知的財産権
流出防止のための措置	<p>この法律は、公司法に基づき、合弁会社における持株比率を規定している。公司法第267条によれば、会社が新株を発行するときには、従業員に引き受けさせるために10%から15%の新株を留保しなければならない。しかし、外国人の出資率が45%以上である場合は、公司法第267条の適用を排除することができる。将来、合弁会社の新株発行時において、従業員に引き受けさせた場合、互いの持株比率が希釈されるので、この持株比率を維持するためには、合弁企業を設立するときに、外資の持株比率を45%に引き上げる必要がある。</p> <p>またこの法律は、外国人による一部事業への投資について、一切禁止する「外国人投資の禁止業種」として、華僑・外国人投資ネガティブリストによって管理している。外国法人・個人が台湾で投資行為を行う場合には、台湾經濟部投資審議委員会（MOEAIC）に対し事前申請と、外国人投資許可（FIA）を取得する必要がある。投資後に内容に変更が生じる際や、投資撤退時にも都度FIA申請を求めている。</p> <p>違反時は、許可した投資案の取り消し、投資により得た利益または配当の嗅ぎあい送金を一定の機関内に禁止することが可能。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	経済発展と国際競争力の向上。
-------------------	----------------

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン	2019	内閣府	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・国立研究開発法人
施策の対象となる情報	研究成果
流出防止のための措置	このガイドラインは、研究機関と外国企業との産官学連携における、連携方針と組織体制整備、プロセス管理整備の確立の必要性を示している。組織の実情にあった連携戦略の策定、経営レベル、事務局レベル、研究者レベルにおいて組織的な活動ができる規程や体制の整備、専門家の活用を推進している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	大学・国研等における海外企業との連携機能の強化及び連携推進を図るために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	大学における秘密情報の保護ハンドブック	2016	経済産業省	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生 ・大学教職員
施策の対象となる情報	大学における秘密情報
流出防止のための措置	<p>この法律は、単一学部からなる大学等に対し、情報管理の主管部局を定め、その部局を中心に運用することを提案している。</p> <p>また総合大学等に対し、部局間の調整を行うための横断的な組織を設置し、全学的な権限をもつ当該組織の責任者（例：副学長、担当理事等）の指示に従って情報管理を行うことが適切であるとしている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>学生が企業との共同研究に参加し当該企業の秘密情報を取り扱う場合における対策を取りまとめ、各大学における関係規程の整備や適切な秘密情報管理の一助となり、結果、産学共同研究をはじめとした産学連携等が一層推進されることを狙うために策定された。</p>
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	役務通達	2022	経済産業省	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者 ・経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 ・国内において外国政府等の指示の下で行動する者
施策の対象となる情報	技術
流出防止のための措置	<p>この資料は、日本国内における居住者から非居住者への技術提供を、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、経済産業大臣への許可申請が必要な「技術の提供」と規定し、外為法におけるみなし輸出管理と名付けている。</p> <p>また、雇用契約や経済的利益に基づき外国政府や非居住の外国法人から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供についても、みなし輸出管理の対象としている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、従来のみなし輸出管理では特定国の影響下にある居住者が機微技術流出に関与するリスクに十分に対応できていないとの指摘があったことを背景に策定された。</p>
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	外為法	2025	経済産業省	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	輸出者
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物 ・貨物の設計、製造または使用に必要な特定の情報
流出防止のための措置	<p>外為法に基づく規制は、規制に該当する貨物の輸出や技術の提供は、経済産業大臣の許可が必要となる。リスト規制とは、国際的な合意を踏まえ、武器や大量破壊兵器、通常兵器の開発に用いられる可能性が高いものを法令でリスト化し、そのリストに該当する貨物や技術を輸出または提供する際に、経済産業大臣の許可が必要となる制度である。</p> <p>キャッチオール規制とは、リスト規制に該当しない貨物や技術であっても、大量破壊兵器や通常兵器の開発に用いられる可能性がある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度である。キャッチオール規制には、「大量破壊兵器等キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」があり、それぞれ許可が必要となる要件が異なる。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>安全保障貿易管理制度の概要や輸出等に際して輸出者が実施すべきこと等を取りまとめ、社内の法令遵守体制構築に向けた取り組みを促進し、武器や軍事転用可能な貨物・技術が我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等懸念活動を行う可能性のある者に渡ることを防ぐために策定された。</p>
-------------------	--

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	外為法に基づく対内直接投資審査制度	1950年 (最新の 改正は 2024年)	財務省	②合併会社設立 ③海外企業のM&A

施策の概要

施策の対象となる者	外国投資家
施策の対象となる情報	<p>下記の業種を営む対象会社に対する対内直接投資等が対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武器・航空機（無人航空機を含む）・宇宙開発・原子力関連の製造業及びこれらの業種に係る修理業、ソフトウェア業 ・ 軍事転用可能な汎用品の製造業 ・ 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業 ・ 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業 ・ 肥料（塩化カリウム等）輸入業・永久磁石製造業・素材製造業 ・ 工作機械・産業用ロボット製造業等・半導体製造装置等の製造業 ・ 蓄電池製造業・素材製造業・船舶の部品（エンジン等）製造業 ・ 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業 ・ 情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業、情報サービス関連業 ・ インフラ関連業種（電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送） ・ その他（警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業） など
流出防止のための措置	この法律は外為法に基づき、外国投資家（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、国の安全等の観点から指定される事前届出の必要な業種を営む企業に対して投資等を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を出すことを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっていることを背景に、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	防衛産業保全マニュアル	2023	防衛装備庁	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	・ 事業者
施策の対象となる情報	・ 秘密情報を含む物件及び技術
流出防止のための措置	<p>このマニュアルは、事業者に対して国際的な事業に関連する秘密情報の管理における、以下の考え方を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国政府または外国事業者と共有する場合は、秘密情報の保護に関する国内法令及び国際的な枠組の適用を受ける必要があり、相手国政府との間における秘密情報の保護に係る協定の締結または相手国の当局との間における取決めの署名が行われるまで相手国に情報を開示しない。 ・ 秘密情報を含む物件及び技術の外国への提供については、秘密情報の保護に関する法令等による規制が適用され、また外国為替及び外国貿易法による輸出許可を受けることが必要である。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	本マニュアルを国内の防衛産業に普及するとともに、同盟国・同志国等の政府・防衛産業にも共有し、防衛装備・技術協力を含めた防衛生産・技術基盤の強化を図るために策定された。
-------------------	---

【調査結果】海外技術移転に係る技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～	2024	内閣官房	①海外への役務提供・輸出

施策の概要

施策の対象となる者	各府省が支援する、該当分野の社会実装を見据えた研究開発プログラムの参加者
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> 破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域 我が国が技術優位性を持つ技術領域のうち、既に一定の技術流出防止措置を求めている特定重要物資を除く領域
流出防止のための措置	<p>このガイドラインでは、経済安全保障上重要な技術の委託研究開発の成果について、国外企業等に知財を移転する場合、受託者に事前連絡を求め、委託者が確認の上、契約者間の調整を徹底することが必要であると提言している。</p> <p>日本版バイ・ドール制度において、受託者の子会社や親会社が国外企業である場合に、国の委託研究の成果が国外に流出する可能性がある」と指摘し、経済産業省作成の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」の適用対象が限られている点にも言及している。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	経済安全保障上の重要技術に関して、国が支援を行う研究開発プログラムにおける技術流出を防止するために策定された。
-------------------	---

人を通じた技術流出防止施策 調査結果

【調査結果サマリ】人を通じた技術流出防止施策＞人材採用・受け入れ時

- 流出防止施策の対象となる情報は、主に、国家安全保障に関わる機密情報と、研究機関における研究情報である。
- 機密情報の取扱いは、身辺調査を受け許可された者に限定。研究機関に対しては、外国との接触時に相手の情報調査や、自組織の営業秘密管理体制の強化を求めている。
- 外国への情報持ち出しを防ぐことを目的としている。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止 施策の対象 となる情報	政府・企業が保有する、安保に関する政府の機密情報	政府職員や委託を受けた民間事業者の持つ政府資産（人材・情報・インフラ）	官庁からセキュリティ上重要な活動を委託される者が保有する機密情報	国際共同研究を行う大学・研究機関の保有する情報	大学や研究機関の持つ、国プロに関する重要情報	国家基幹科学技術研究プロジェクト従事者の保有する国家基幹科学技術	各大学や研究機関企業の保有する研究成果や、国の外交、公共の安全及び秩序の維持に関わる特定秘密
技術流出を 防止する手段	機密情報の扱いは許可された者のみに限定し、不正開示時の予想される損害等の影響度に依りて、情報の機密性を3つに分類。各分類に応じた対応策を要求。不正行為に対しては罰金や10年以下の懲役が科される。	採用時に①身元②国籍及び入国ステータス③職歴(3年)④犯罪歴を、政府に要説明。	セキュリティチェックを実施する。再審査は基本的に10年ごとに実施するが、必要に応じて別途実施することができる。	国際共同研究の際は、相手国のリスクの調査や、関係者の背景の調査が必要。リスクがある場合コーディネーターの関与が必要になる。	大学等はセキュリティ責任者設置・審議会運営・教員への教育が義務付けられている。研究者は海外との接触時に報告・事前承認が必要。	プロジェクト実施機関は、検査への協力・関係者の調査・政府への必要な情報開示が必要。外国人の参加には政府同意が必要。また、台湾の大学と中国の政党、政府、軍事機関との協力を禁じている	特定秘密の取扱い業務は、適性評価で漏洩の恐れがないと認められた職員や従業者に限る。契約には秘密取扱適格性を保持し、名簿への登録が必要。大学や国研の対応不足を指摘し営業秘密管理の規定整備と管理指針の策定を要求。
施策の 目的や背景	政府の持つ国家安全保上不可欠な情報の保護。	英国政府の資産の保護。研究者などによる国家安全保上のリスク理解を高める。	効果的なセキュリティチェックによる機密情報と重要施設の保護。	機微技術の流出防止と安全な国際協力の支援。	海外のスパイやアクセス対策。	台湾の持つ技術を保護し、特定国の干渉のリスクを軽減する目的。	日本の安全保障に関する情報漏洩の防止。
施策を構成する 法令等	P.53	P.57-58	P.63	P.68-69	P.71	P.75	P.79-81

【調査結果サマリ】人を通じた技術流出防止施策＞人材雇用中

- 流出防止施策の対象となる情報は、主に、国が規定する技術や支援する研究機関における研究情報である。
- 各機関に対し、組織的な技術流出防止対策の行使を求めている。
- 国際協力による技術発展と、外国からの干渉や技術流出の防止の両立を目的としている。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止 施策の対象 となる情報	米国政府が支援する研究機関の研究 成果や秘密情報	研究者や研究機関 の管理職・セキュ リティ担当者が保 有する、所属の大学・研究機関が定 めている機密情報	セキュリティ上重 要な活動を委託さ れている者が保有 する、ドイツ連邦 機密情報。各研究 機関の研究者の知 的財産や研究成果	各大学が保有する 学問的知識	個人が保有する、 国が定める国家先 端戦略技術・産業	個人が保有する国 外の敵対勢力に流 出時に、国の安全 産業競争力、経済 発展を大きく損な うと規定される国 家核心重要技術	研究施設や企業の 保有する秘密情報 や中核となる技術 情報、研究情報や 成果物
技術流出を 防止する手段	研究開発の保護の ために制定されて いる大統領令 NSPM33のうち、 情報開示要件、デ ジタル永続的識別 子、違反時の対応 情報共有、研究セ キュリティプログ ラムについて詳細 説明を提供。	研究者に対する研 究におけるリスク 評価の要求。職員 教育、情報流出防 止に向けた環境整 備、評価指標の作 成、インセンティ ブ付与など、技術 流出防止の実践に 向けた具体的な行 動案を提供。	機密情報管理に対 する、人的管理策 物理的管理策、技 術的管理策、組織 的管理策の提案。 研究者に対し、国 際協力上のリスク 管理意識の重要性 を示し、具体的な 方法を提案。	リスク対応方法と して、登録簿にリ スク所有者の氏名 やリスク受容の終 了日、講じられた 対策と効果、リス ク回避の詳細を記 録することを提案 大学による他の研 究機関、政府、保 険会社とのリスク を共有を提案。	国家先端戦略技術 保有者による専門 人材の離職管理及 び秘密保持等に関 する契約締結を必 須で求める。専門 人材との契約には 海外同業種への離 職制限及びその期 間、戦略技術関連 の秘密流出防止を 含めることが可能	国家核心重要技術 についての営業秘 密の取得、漏洩を 禁止。台湾の大学 や研究機関への中 国大陸人の関与、 国家安全保障に関 わる業務や科学技 術機密の研究への 従事を規制。	大学や研究機関で の秘密情報の分類 と情報漏洩対策の 実施、外国との連 携時に相手組織や 構成員の情報確認 リスクを再評価す る仕組みなどの作 成を要求。 秘密情報取扱企業 に、全関係社員へ の年1回の保全教 育を要求。
施策の 目的や背景	米国政府が支援する研究機関を、外国政府の干渉や搾取から守る。	安全な国際協力を支援し、英国の研究機関と大学の世界的な評判を維持する。	攻撃や不正利用によるリスクや悪影響の軽減。	大学が知識安全政策を効果的に管理し、リスクを軽減する。	産業の持続可能な成長基盤の構築による国家・経済安全保障と国民経済発展。	重要技術の流出防止。	国支援の研究機関の技術流出防止。 情報セキュリティを担保した産官学連携の発展によるイノベーションの創出。
施策を構成する 法令等	P.54-55	P.59-62	P.64-66	P.69	P.72	P.76-77	P.81-86

【調査結果サマリ】人を通じた技術流出防止施策＞人材退職後

- 流出防止施策の対象となる情報は、各企業の営業秘密や、国が規定する技術や支援する研究機関における研究情報。
- 各機関に対し、雇用後の守秘義務継続、技術持ち出しへの注意喚起、退職後の追跡を推奨。
- 秘密情報を保護し、安全保障上懸念のある国家やテロリストへ情報が流出することを防止する目的である。

	米国	英国	ドイツ	オランダ	韓国	台湾	日本
技術流出防止 施策の対象 となる情報	退職者の保有する 営業秘密または機 密情報	雇用契約終了後の 営業秘密業務従事 者が保有する営業 秘密	ドイツの研究機関 に所属する研究者 や従業員のもつ研 究成果や技術、 データ	情報の種類に限定 なし	従業員がもつ企業 に有用な技術上の 秘密	営業秘密の共有者 許諾を受けた者が もつ、経済的な価 値があり、秘密保 護措置が取られて いる営業秘密	大学・研究機関の 営業秘密
技術流出を 防止する手段	営業秘密使用につ いて法律違反時に 免責する旨、営業 秘密の不正取得の 恐れがある際の従 業員の転職につ いて条件を付す可 能性がある旨を提示	特定の営業秘密の 形式で存在する機 密情報について、 雇用後も守秘義務 の対象とする。違 反の場合、技術流 出損害について責 任を負う。	スパイ活動に関す る情報を提供。研 究者が研究機関を 去った後の職業活 動の追跡などの対 応を提案	競業避止義務の適 応範囲を記載。元 従業員による顧客 基盤・サプライ ヤーとの接触を禁 じる。	営業秘密を流出さ せた際の罰則を提 示。営業秘密の返 還または削除要請 を拒否した場合に も罰則を科す。	営業秘密の共有者 または所有者の同 意を得ずに第三者 に当該営業秘密の 使用を許諾するこ とを禁じる。	該当者の卒業・退 職による帰国時に 規制技術の提供や 貨物の持ち出し有 無の確認のため再 度の注意喚起、入 学・採用時と同様 の誓約書の再取得 を推奨。独占禁止 法の観点では秘密 保持義務または競 業避止義務の対象 範囲の明確化を推 奨。
施策の 目的や背景	州法のみで保護さ れていた営業秘密 を連邦法上でも保 護する。	営業秘密保護の手 続きや救済措置を 規定し、企業が営 業秘密を効果的に 保護する。	ドイツの研究機関 をスパイ活動から 守る。	企業の利益の保護	技術不正流出によ る国家利益の損失 及び国家競争力低 下の防止。	営業秘密の保護に よる産業倫理及び 競争秩序の維持、 公共利益の調和。	軍事転用可能な技 術が安保上懸念の ある国家・テロリ ストに渡ることを 防ぐ。
施策を構成する 法令等	P.56	P.62	P.67	P.70	P.73-74	P.78	P.87-88

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	大統領令13526号	2009	米国大統領	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・政府 ・民間企業
施策の対象となる情報	国家安全保障に関連する科学的・技術的・経済的事項など合衆国政府が保有する機密情報
流出防止のための措置	この法律は、機密情報情報は許可された者のみが扱うことを求め、アクセス権やファイルの扱いを制限している。機密情報が不正に開示された場合に予想される損害等の影響度に応じて、Top Secret、Secret、Confidentialの3つのレベルに分類し、各分類に応じた対応策を求めている。 不正行為をした場合、罰金、10年以下の懲役、またはその両方が科される。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	米国では、秘密情報の分類が明確でなく、過剰な機密指定により、多くの情報が機密情報として指定され、様々な情報が機密指定のまま公開されないことが問題視されており、その制度を改善する必要があった。これを踏まえ、安全保障に不可欠な情報を適切に保護することを目的に策定。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	NSPM-33実施ガイダンス	2022	米国科学技術会議 (NSTC)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領府 レベルの 15 の 連邦省庁の長官 ・行政管理予算局の長 ・その他連邦政府独立省庁の長 ・研究所等の長 ・情報機関の長 ・国家情報長官 ・とりまとめを担当する大統領府科学技術政策局の長
施策の対象となる情報	米国政府が支援し、研究開発に取り組む技術
流出防止のための措置	このガイダンスは、米国政府が支援する研究開発を、外国政府の干渉や搾取から守るための行動を指示する大統領令NSPM33で示された、情報開示の要件と標準化、デジタル永続的識別子、開示義務に違反した場合の帰結、情報の共有、研究セキュリティプログラムの5分野についての詳細な説明を提供している。研究セキュリティプログラムの要件、研究組織に対する期待内容、連邦政府省庁プログラムの内容の開発への貢献方法について、明確にすることを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>米国が直面している研究セキュリティ上の課題は現実的かつ深刻であり、中国政府を含む一部の外国政府は、米国の最先端技術を不正に取得しようと懸命に努力しており、容認できない状況であった。</p> <p>これを踏まえ、この実施指針は、米国のセキュリティと開放性を守ること、善意の研究者が容易かつ適切に遵守できるよう明確にすること、政策が外国人嫌悪や偏見を助長しないようにすることを目的に制定された。</p>
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	Safeguarding Science Toolkit	2022	米国防諜・セキュリティセンター (National Counterintelligence and Security Center:NCSC)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機関 ・ 研究者
施策の対象となる情報	記載なし
流出防止のための措置	このツールキットは、「NSPM 33 実施ガイダンス」の意味を学术界が深く理解できるようにするためのツールである。研究関係者が政府及び学术界のセキュリティの好事例にアクセスし、個々のニーズに合わせて必要な情報を選択することを助ける。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国家防諜タスクフォース（National Counterintelligence Task Force）の代表機関が、米国防諜・セキュリティセンター、連邦政府機関、大学関係者と協力し、研究セキュリティ・インテグリティに対する広範なリスクに直面する研究者を支援するため作成。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
米国	Defend Trade Secrets Act (DTSA)	2016	連邦政府	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	退職者
施策の対象となる情報	営業秘密または機密情報
流出防止のための措置	この法律は、雇用主に、営業秘密または機密情報を規律する従業員との契約文書で、従業員に対し、営業秘密及び機密情報の使用について、法律違反の報告等を政府職員等にすること、一定の場合に、従業員を免責する旨を通知することを求めている。 一方で、従業員の転職について、従業員が他社と雇用契約を締結することを禁止できないことを明確にするとともに、営業秘密の不正取得のおそれがあるときは条件を付すことができるとして、従業員の転職の自由を認めることと営業秘密保護とのバランスを図っている。（オハイオ州等では、従業員の転職により営業秘密が必然的に開示される恐れがある場合、その従業員の転職を阻止することが認められている。いわゆる「不可避的開示論」による転職等の差止めである。）

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	州法のみで保護されていた営業秘密を連邦法上でも保護するため。
-------------------	--------------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	セキュリティ評価基準（BPSS）	2013	英国政府	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	政府職員、請負を受ける民間事業者
施策の対象となる情報	英国政府が持つ人材、情報、インフラに関する情報
流出防止のための措置	BPSSは英国政府が利用可能な人的保証基準の一つであり、政府資産にアクセスする可能性のある全スタッフに原則BPSSの適用を求めている。 BPSSは、従業員候補者に対し①身元確認②国籍及び入国ステータス③過去3年間の職歴④犯罪歴について、政府に対して合理的に説明することを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	英国政府の資産を保護することを目的とする。
-------------------	-----------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	Research Collaboration Advice Team (RCAT)	2021	英国ビジネス産業戦略省(BEIS)	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	大学・研究機関
施策の対象となる情報	国家安全保障上の懸念が生じやすい技術分野
流出防止のための措置	この相談窓口制度は、研究者や大学のリーダーに、研究提携、輸出規制、サイバーセキュリティ、特定の国際研究協力における知的財産の保護など、安全保障に関する機密事項や新たな話題について、アドバイスや内密に相談するためのルートを提供している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	英国の貴重な技術や機密技術にアクセスするために、容認できない手段を用いて国家安全保障を脅かす敵対的な行為者がおり、多くの場合 国際的な研究協力のパートナーが、商業的、国家安全保障的、軍事的利益を求めて、不誠実さや脅しにより、データ、ノウハウ、機器にアクセスすることが流出の原因となっていることを背景に制定。研究者や大学のリーダーが国家安全保障上のリスクを理解し、共同研究を支援するために適切かつ妥当な保護措置を講じることを支援することを目的とする。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	Trusted Research Guidance for Senior Leaders	2021	英国国家保護安全局 (NPSA) 国家サイバーセキュリティセンター (NCSC)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	大学・研究機関の上級管理職
施策の対象となる情報	各大学・研究機関が定めている機密事項と定めている情報
流出防止のための措置	このガイドラインは、上級管理者に対し、職員や研究者、産業界のパートナーを、研究に必要な建物・情報・ネットワークにのみアクセスするようにしているか、機密事項についてはさらに保護する措置を検討しているかなど、複数の項目の確認を求めている。リスクの高い共同研究を特定し、管理するためのプロセスを備えているか、リスクの高い共同研究について、職員はいつ・誰に上奏すべきか明確になっているかどうか、上級管理者に問いかけることで、意識づけを行っている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国際協力が安全に行われるよう支援し、英国の研究機関と大学の世界的な評判を維持することを目的とする。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	Trusted Research Implementation Guide	2021	英国国家保護安全局 (NPSA) 国家サイバーセキュリティセンター (NCSC)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	大学・研究機関の研究及び職員のセキュリティ担当者向けの実践的ガイダンス
施策の対象となる情報	記載なし
流出防止のための措置	このガイドラインは、大学や研究機関における研究者及び職員のセキュリティ担当者（またはチーム）に対し、職員の教育や、情報流出防止に向けた環境整備、評価指標の作成、インセンティブ付与など、技術流出防止の実践に向けた具体的な行動のヒントを示すことで、大学内でセキュリティに関する行動を定着させ、維持する環境を支援する枠組みの作り方を提供している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	大学・研究機関が、「Trusted Research Guidance for Academics」及び「Trusted Research Guidance for Senior Leaders」に概説されているアドバイスやガイダンスを実施することを支援するために作成された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	Trusted Research Checklist for Academia	2021	英国国家保護安全局 (NPSA) 国家サイバーセキュリティセンター (NCSC)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	研究者
施策の対象となる情報	情報の種類に限定なし
流出防止のための措置	このガイドラインは、研究者に対し、新規・既存の研究パートナー・研究内容の観点から、共同研究実施により発生し得るリスクを評価することを求めている。 新規パートナーには、パートナーが共同研究をする動機、敵対的な国家との関与の有無等について確認、既存パートナーには、利益相反の可能性があるか投げかけ、学部や大学が既に締結している既存契約の合意に違反しないかどうかなど、確認するよう呼びかけている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	海外との共同研究が英国の科学的発展に対して重要な役割を果たしており（英国の研究の半分以上は国際連携によるものである）、近年、国際的な研究協力が盛んに展開されている。一方、アカデミアや産業界が行う研究活動を通じた技術流出により、国家安全保障に重大なリスクを与えることが英国政府の安全保障部門に認識されてきた。これを踏まえ、「Trusted Research」に基づき、研究者が国際共同研究提案時に、技術流出リスクを評価するためのチェックリストを政府が提供。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
英国	The Trade Secrets (Enforcement, etc.) Regulation 2018 (SI 2018/597) ("UK TS 規則")	2018	英国政府	②雇用中③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	対象に限定なし
施策の対象となる情報	<p>以下のように定義される営業秘密</p> <p>a. 単体として、またはその正確な構成や要素の組立てに関して、当該情報と同種の情報を通常扱う業界内の人々の間で一般に知られておらず、またはそのような人々が容易にアクセスすることができない点において、秘密にされている。</p> <p>b. 秘密であるために、商業的価値がある。</p> <p>c. 当該情報を合法的に管理している者により、特定の状況下で合理的と考えられる、情報を秘密に保つための措置が講じられている。</p>
流出防止のための措置	<p>この法律は、営業秘密侵害行為を営業秘密の不正取得、開示、使用と定義し、営業秘密となる可能性がある情報を以下の3つに分類して示している。</p> <p>①機密ではない情報。</p> <p>②通常の雇用過程で取得され、従業員の経験とスキルの一部となる機密情報。</p> <p>③特定の営業秘密の形式で存在する機密情報。</p> <p>この法律は、雇用契約終了後の従業者に対し、③の情報のみが守秘義務の対象としている。②の情報は守秘義務の対象外となる。</p> <p>雇用契約終了後の守秘義務違反については、以下の要素を考慮して判断される。</p> <p>a. 雇用の性質。 b. 情報自体の性質。 c. 雇用主が情報の重要性や機密性について従業員に認識させたかどうか。 d. 情報を他の情報から簡単に分離できるかどうか。</p> <p>守秘義務に違反した場合は、違反者が原告の損害について責任を負うことが明記されている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>欧州連合議会が、2016年に Directive (EU) 2016/943 ("EU 指令")を制定したことから、当時欧州連合の加盟国であった英国も、EU 指令の保護内容に応じて、営業秘密の保護を現代化、成文化する作業を開始し、この法律の制定に至った。</p> <p>営業秘密の保護に関する具体的な手続きや救済措置を規定しており、企業が営業秘密を効果的に保護できるようにすることを目的としている。</p>
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	連邦保安審査に関する機密事項の保護に関する法律 (Gesetz über die Voraussetzungen und das Verfahren von Sicherheitsüberprüfungen des Bundes und den Schutz von Verschlussachen)	1994	ドイツ政府	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	所管官庁からセキュリティ上重要な活動を委託される者、またはすでに委託されている者、外国から機密情報にアクセスできる者
施策の対象となる情報	公共及び非公共の機密情報と重要施設
流出防止のための措置	この法律は、機密情報を公的機関による保護の必要性に応じて、最高機密、機密、VS秘密、VS業務利用のみの4レベルに分類し、分類に応じて情報取扱者のセキュリティチェックの実施を規定している。セキュリティクリアランスの手順を、「目的や範囲などの一般条項」「検証・実施手段の種類」「手続き」「セキュリティ・クリアランスとデータ処理」「非公共部門に対する特別規制」「渡航制限、外国からの要請によるセキュリティ・クリアランス」に項目を分けて説明し、効果的なセキュリティ管理を求めている。セキュリティチェックの再審査は10年ごととし、必要に応じて別途実施することを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	セキュリティチェックの責任機関が、公共及び非公共分野の機密情報の保護、機密情報を取扱う人物に対するセキュリティ管理を効果的に行い、機密情報と重要施設を保護するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	資料の秘密保護のための一般管理規則 (機密事項指定規則)	2023	ドイツ政府	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	所管官庁からセキュリティ上重要な活動を委託される者、またはすでに委託されている者
施策の対象となる情報	ドイツ連邦の利益が脅かされる可能性のある情報
流出防止のための措置	この法律は、機密情報に対する、責任の所在を示した人的管理、取扱場所と手順を示す物理的管理、アクセス制御などIT技術を用いた技術的管理、情報保護のための組織体制を構築する組織的管理を求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景 や施策の目的	機密情報の取扱い要件及び手順に関する規定をし、技術的及び組織的対策を組み合わせることで、攻撃によるリスクや悪影響の軽減を目的としている。
-----------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	国際科学協力におけるリスク管理-考えるべき点：Risk management in international scientific cooperation – points to consider	2021	ライプニッツ協会 (WGL)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	WGL傘下の研究機関や研究者
施策の対象となる情報	機密情報、研究成果
流出防止のための措置	このガイドラインは、国際的な科学協力におけるリスク管理の重要性を示している。協力プロジェクトに対して初期リスク評価、デューデリジェンス、EU、ドイツ及びパートナー国の法律理解、契約上の合意や情報保護、チェックリストや日々の意識向上トレーニングについて、言及している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	2019年、連邦情報局（BND）が中国からの学術・研究界でのリスクについて警戒が必要であると報告したことをきっかけに、連邦政府側から大きく取り上げられることになり、学協会や研究機関にも広がっていった。これを背景に、研究成果の不正利用のリスクを最小限に抑えるために策定された。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	マックス・プランク協会の国際協力の発展のためのガイドライン Guidelines for the Development of International Cooperations of the Max Planck Society	2021	マックス・プランク協会 (MPG)	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	マックス・プランク協会の科学者及び国際プロジェクトに関与するすべての研究者
施策の対象となる情報	研究成果、技術、個人データ、知的財産、動物実験に関する情報など
流出防止のための措置	このガイドラインは、マックス・プランク協会 (MPG) 国際協力を成功させるために必要な、責任とリスク意識、法的規制と科学倫理の遵守についての考え方、具体的な手順をアドバイスを示している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	2019年、連邦情報局 (BND) が中国からの学術・研究界でのリスクについて警戒が必要であると報告したことをきっかけに、連邦政府側から大きく取り上げられることになり、学協会や研究機関にも広がっていった。これを背景に、研究者に対して潜在的なリスクに対する認識を高め、適用される法的規則や要件、助言を得るための選択肢について知ってもらい、科学的な自由と責任を両立することを目的として策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
ドイツ	ドイツの研究拠点にとってのリスク - 科学的スパイ行為や競合他社へのスパイ行為に対処するためのガイドライン	2019	教育研究省 (BMBF)	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	ドイツの研究機関に所属する科学者、研究者、従業員
施策の対象となる情報	研究成果、技術、データ（特に、航空宇宙、物理学、化学、薬学、バイオテクノロジー、医療、気候・エネルギー、モビリティ、通信・情報技術、ナノテクノロジーなどの分野）
流出防止のための措置	このガイドラインは、ドイツの大学や研究機関にスパイ活動に関する情報を提供している。研究者が研究機関を去った後の職業活動を追跡するといった具体的な提案も行っている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	ドイツの研究機関をスパイ活動から守るために策定された。
-------------------	-----------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	National knowledge security guidelines (知識セキュリティに関する国家ガイドライン)	2022	オランダ政府	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・研究機関
施策の対象となる情報	機密性の高い知識や技術
流出防止のための措置	<p>このガイドラインは、国際共同研究に対処し、機会と安全上のリスクを検討する必要がある大学・研究機関の管理者のための指針として、以下の4方法のように簡単なリスク評価を行うことを求めている。</p> <p>①国家安全保障・テロ対策調整官（NCTV）、国家情報安全保障局（AIVD）、軍事情報安全保障局（MIVD）が公表している「国家アクター脅威アセスメント」などの公的な脅威情報を利用して、相手国のリスクプロファイルを推定する。</p> <p>②海外のパートナーやクライアントの背景を調べる。この際インターネット上の情報不足や、その機関が誰にも知られていないという事実のようなシグナルに細心の注意を払う必要がある。</p> <p>③クライアントや研究資金提供者がどのような動機で、特定の成果にどのような関心を持っているかも考慮する。徐々に金銭的（または他の形）依存の状況に持ち込まれる可能性に注意する。</p> <p>④安全保障上のリスクがある場合は、安全保障コーディネーターを関与させ、パートナーとの関与に関する決定が、組織の理事会によるパートナー受け入れ方針に含まれていることを確認する。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	機微技術、特に国家安保を脅かす可能性のある不適切な流出を防ぎ、国際協力が安全に行われるのを支援するため。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	Knowledge Security Framework	2021	オランダ大学連盟 (UNL)	①採用・受入時②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> 大学の職員個人、理事会 大学セクター全体 オランダの関連省庁
施策の対象となる情報	機密性の高い知識や技術
流出防止のための措置	<p>このフレームワークでは、知識セキュリティマネジメントを行うための組織化の手段として、機密技術のある物理的エリアへのアクセス、リスクの高いテーマ／トピックに関する職員の採用前スクリーニング、リスクの高い国からの高度なコンピューターシステムの調達、外部資金調達の評価、職員による内部脅威リスクへの対応、内部告発ポリシーに従った報告への対応を例示している。また、新規提携前と、提携の延長・更新時に、共同研究のパートナーシップに関して入念な事前調査することを求めている。また、リスクへの対応方法として、リスク登録簿に、リスク所有者の氏名、リスクを受容した終了日などの詳細を記録すること、リスク登録簿に、講じられた対策と、その対策によりどのようにして内在リスクから残存リスクへ移行させるかを含めて記載すること、リスクを回避するという決定は、将来のリスクの管理に影響を与える可能性があることから、リスク回避の詳細を記録すること、大学は他の教育・研究機関、政府、あるいは保険会社とリスクを共有することを求めている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	機密性の高い知識や技術の好ましくない移転を防ぐために策定された。
-------------------	----------------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
オランダ	Non-compete clause	2025	オランダ企業庁 (RVO)	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	退職者
施策の対象となる情報	営業秘密
流出防止のための措置	<p>この条項は、雇用主が従業員に対し、退職後に競合他社で働くこと、同様の事業を開始することを防ぐために雇用契約に含める内容である。</p> <p>適用される業種の種類、競合他社の特定、地理的な制限、適用期間、違反時の罰則を記載している。</p> <p>また、競業避止事項の一種として勧誘禁止事項を含めることを可能としている。顧客基盤やサプライヤーなどビジネス関係者を保護し、元従業員による顧客へ連絡や顧客基盤の持ち出しを禁じることができる。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	企業の利益を保護するため。
-------------------	---------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	国家研究開発事業におけるセキュリティ対策規則 (科学ICT省告示第2023-39号等)	2023	科学技術情報通信部など8省庁	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・研究機関
施策の対象となる情報	政府研究助成金による研究プロジェクトに関する重要情報
流出防止のための措置	この法律は、研究機関に対し、セキュリティ対策を設け、セキュリティ対策総括担当者を指定するとともに、セキュリティ対策を審議するために研究セキュリティ審議会を設置・運営すること、セキュリティ教育を教職員に対して実施することを求めている。 未来核心技術（미래핵심기술）などのセキュリティ課題を遂行しているか、遂行より3年を経過していない研究者が、①セキュリティ課題に関して外国機関と接触する場合には報告が、②外国との共同研究遂行の場合には事前承認が求められる。報告や事前承認は所属機関の長が実施し、その後、所属機関から政府省庁等に対して報告が行われると明記されている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	近年、韓国の大学や研究機関に対して、海外からの共同研究提案などの接触が増え、核心技术の流出懸念が高まっており、機密技術や研究成果を外国のスパイ活動や不正アクセスから保護するため。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	国家先端戦略産業競争力強化及び保護に関する特別措置法 (国家先端戦略産業法)	2022	韓国政府	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	対象に限定なし
施策の対象となる情報	国家先端戦略技術とそれを研究開発・事業化する国家先端戦略産業
流出防止のための措置	この法律は、国家先端戦略技術保有者に、技術を取り扱う人材（専門人材）の離職管理及び秘密保持等に関する契約締結を求めている。 専門人材との契約には、「①海外同種業種への離職制限及びその期間②戦略技術関連の秘密流出防止」を含めることを求めている。また、戦略技術専門人材の同意がある場合、戦略技術の海外流出が懸念される場合、その他に戦略技術の海外流出を防止するために大統領令で定めた場合に、国家先端戦略技術保有者は産業通商資源部長官に当該専門人材の出入国情報提供を申請することができると明記している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	国家先端戦略産業の革新エコシステムの造成と技術力の強化を通じて産業の持続可能な成長基盤を構築することにより、国家・経済安全保障と国民経済発展に資するため。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	不正競争防止及び営業秘密保護法	2015	特許庁	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	退職者
施策の対象となる情報	企業に有用な技術上の秘密
流出防止のための措置	この法律は、国外に企業の技術上の秘密を流出させた者に対し、10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金と加重処罰を与える。国内に流出させた場合は5年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金を科す。営業秘密に対する保有または使用権限が消滅し、営業秘密保有者により営業秘密の返還または削除が求められてもこれを拒否または忌避、ないしはその写本を保有する行為を行なった場合、営業秘密が外国で使用されることを知りながら行なった場合は10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金、それ以外は5年以下の懲役または5000万ウォン以下の罰金に処する。 また、外国での使用を知らずながら企業の営業秘密を「取得・使用」した者に対しても、第三者に漏洩した者と同様に処罰する。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	技術流出による国家利益の損失及び国家競争力低下の防止。
-------------------	-----------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
韓国	産業技術流出防止及び保護に関する法律	2015	韓国政府	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	退職者
施策の対象となる情報	産業技術
流出防止のための措置	この法律は、秘密保持義務がある産業技術の保有または使用期限が消滅した者に対し、企業等から産業技術に関する文書、図画、電子記録等特殊媒体記録の返還または産業技術の削除を求められてからも不正な利益を得る行為、その企業等に損害を加える目的で返還または削除を拒否または忌避する行為、見本を保有する行為を禁止している。産業技術に関する文書等の返還要求及び産業技術削除の求めに応じない場合、刑事処罰の対象となる。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	産業技術の不法流出防止。
-------------------	--------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	政府出資の国家基幹科学技術研究プログラム安全管理運営マニュアル (政府資助國家核心科技研究計畫安全管理制作業手冊)	2019 (2022更新)	国家安全委員会 (國家科學及技術委員會 (NSTC))	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	政府出資の「国家基幹科学技術研究プロジェクト」
施策の対象となる情報	<ol style="list-style-type: none"> 1.農業科学技術（農業委員会の責任） 2.国家基幹科学技術 3.製造キーテクノロジー（経済部の責任） 4.航空宇宙・衛星技術（国家科学委員会の責任） 5.海洋科学技術（海洋委員会の責任） 6.先進集積回路設計・プロセス技術（国家科学委員会担当） ネットワーク・セキュリティのための重要技術（行政院の責任）
流出防止のための措置	<p>この法律では、政府資金による科学技術研究プロジェクトが国家基幹科学技術研究プロジェクトと認定された場合、政府資金提供機関に対し資金提供契約に当該プロジェクトが国家基幹科学技術研究プロジェクトであることを明記することを求めている。</p> <p>また、関連機関に対し規則に従った国家基幹科学技術研究プロジェクトの参加者、研究成果、データの管理を、プロジェクト実施機関に対し政府資金提供機関の検査に協力する義務を負うことを求めている。</p> <p>プロジェクトの実施機関に、「Aクラス」国家基幹科学技術研究プロジェクトのコア技術、設備、データにアクセスする可能性のある関係者を面接調査し、「政府補助国家基幹科学技術研究プロジェクト関係者調査書」へ記入を求める。外国人、大陸人、香港人、マカオ人が国家基幹科学技術研究プロジェクトに参加する場合、資金提供機関の同意を求めている。</p> <p>面接時のインタビューでは、特に特定国との関係（居住、就労、財産等の利害関係）について親族を含めて情報を開示することが求められている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	台湾は半導体、エレクトロニクスなど高度の科学技術力を持つ。台湾にとって、知識の安全保障と経済の安保の確保は極めて重要であり、科学技術を保護し、特定国の干渉のリスクを軽減するために策定された。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	国家安全法	1987 (最新の 改正は 2022)	台湾行政院	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	外国、中国本土、香港、マカオ、または敵対的な外国勢力が設立した組織や団体、またはそれらが派遣する者
施策の対象となる情報	外国、大陸地区、香港、マカオ、国外の敵対勢力に流出すれば、国の安全、産業競争力、経済発展を大きく損なうものと規定される国家核心重要技術
流出防止のための措置	この法律は、外国、中国本土、香港、マカオ、または敵対的な外国勢力が設立した組織や団体、またはそれらが派遣する者が、国家核心重要技術についての営業秘密を取得し、漏洩することを禁じている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	台湾外からの情報流出リスクに対応するため策定された。
-------------------	----------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	台湾地区及び大陸地区人民関係条例	2022	台湾行政院	②雇用中
P.96～103に詳細を明記				

施策の概要

施策の対象となる者	中国大陸人
施策の対象となる情報	ハイテク産業
流出防止のための措置	この法律では、台湾の大学や研究機関への中国大陸人の関与を含む台湾と大陸の人々の取引を規制する。 ※具体的な措置については、同法律21条、33条に記載 中国（大陸）の国民でも、台湾に戸籍があれば、台湾の学術研究機関の教員や研究員になることができるが、台湾で20年以上戸籍を有していなければ、国家安全保障に関わる業務や科学技術機密の研究への従事を禁じている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	中国によってもたらされるリスクの軽減に焦点を当て、重要技術の流出を防止するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
台湾	営業秘密法	1996（最新の改正は2020）	台湾行政院	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	営業秘密の所有者
施策の対象となる情報	経済的な価値をもち、所有者が秘密保護措置を採っている営業秘密
流出防止のための措置	この法律は、営業秘密の共有者、許諾を受けた者に対し、営業秘密の共有者または所有者の同意を得ずに第三者に当該営業秘密の使用を許諾することを禁じている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	営業秘密の保護による産業倫理及び競争秩序の維持、公共利益の調和。
-------------------	----------------------------------

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	特定秘密の保護に関する法律の概要 (適正評価)	2013	内閣府	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員もしくは事業者の従業者または都道府県警察の職員
施策の対象となる情報	特定秘密 (①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持)
流出防止のための措置	<p>特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員若しくは事業者の従業者または都道府県警察の職員に限る。</p> <p>適正評価の調査項目は以下の7つ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項 ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤ 精神疾患に関する事項 ⑥ 飲酒についての節度に関する事項 ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項 <p>※ 家族（配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子をいう。）及び同居人については、①の調査に当たって、氏名・生年月日・国籍・住所のみを調査。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	日本の安全保障に関する情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、漏洩を防止し、我が国及び国民の安全の確保に資するために策定された。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン	2019	内閣府	①採用・受入時

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 ・ 国立研究開発法人
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果
流出防止のための措置	このガイドラインは、安全保障貿易管理、不正競争防止法（営業秘密の保護）を示している。大学や国研等における、安全保障貿易管理、不正競争防止法（営業秘密の保護）等の法律への理解不十分による対応不足を指摘し、体制構築におけるマネジメント人材配置と体制整備への配慮の必要性を示している。その上で、大学や国研における営業秘密管理の関連規定の整備や適切な管理指針を「営業秘密管理指針」及び「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」に基づいて体制構築及び推進することを求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	安全保障の観点による技術流出の防止と、産業競争力維持・向上のための非意図的な技術流出の防止を、先端研究とその社会実装のための大学・研究機関と国内外企業の連携の強化を両立するために策定された。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	防衛産業保全マニュアル	2023	防衛装備庁	①採用・受入時②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	・ 事業者
施策の対象となる情報	・ 秘密情報
流出防止のための措置	<p>特定秘密を扱う契約には従業者が秘密取扱適格性を保持し、秘密情報を取り扱う必要性が確認され、当該秘密情報の取扱いを許可された者として名簿に登録される必要がある。秘密取扱適格性の付与は秘密保全対策ガイドラインに基づき、契約後の秘密情報取扱いの従業者を記載する関係社員名簿の作成時に行われる。特定秘密の取扱いには、特定秘密保護法及び運用基準に従い、従業者が質問表に必要な情報を記載し防衛装備庁に提出し適性評価を実施され認められた場合に特定秘密の秘密取扱適格性を取得できる。特別防衛秘密及び秘の取扱いに関して、従業者候補の個人の特性等の情報を防衛装備庁に提出し、秘密取扱適格性の付与について判断される。</p> <p>また、このガイドラインは、事業者に対し、総括者は従業者に、秘密情報の取扱い前に保全教育を受講させる必要があり、全関係社員が年に1回保全教育を受講する必要があることを求めている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	本マニュアルを国内の防衛産業に普及するとともに、同盟国・同志国等の政府・防衛産業にも共有し、防衛装備・技術協力を含めた防衛生産・技術基盤の強化を図るために策定された。
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	副業・兼業の促進に関するガイドライン	2022	厚生労働省	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	労働者
施策の対象となる情報	企業秘密
流出防止のための措置	<p>このガイドラインは、副業・兼業する労働者に対し、「職務専念義務、秘密保持義務、競業禁止義務を意識することが必要である。」と明記している。</p> <p>また、企業側に秘密保持義務として、就業規則等で、業務上の秘密が漏洩する場合には、労働者に対して副業・兼業を禁止または制限することができることとしておくこと、副業・兼業を行う労働者に対して、業務上の秘密となる情報の範囲や、業務上の秘密を漏洩しないことについて注意喚起すること、を求めている。</p> <p>また、競業禁止義務における企業側の対応として、就業規則等において、競業により自社の正当な利益を害する場合には、副業・兼業を禁止または制限することができることとしておくこと、副業・兼業を行う労働者に対して、禁止される競業行為の範囲や自社の正当な利益を害しないことについて注意喚起すること、他社の労働者を自社でも使用する場合には、当該労働者が当該他社に対して負う競業禁止義務に違反しないよう確認や注意喚起を行うことを求めている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>副業・兼業を希望する者は年々増加傾向にあることを背景に、自ら使用する労働者が業務上の秘密を他の使用者の下で漏洩する場合や、他の使用者の労働者（自らの労働者が副業・兼業として他の使用者の労働者である場合を含む。）が他の使用者の業務上の秘密を自らの下で漏洩する場合を防ぐために策定された。</p>
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	モデル就業規則	2022	厚生労働省	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	労働者
施策の対象となる情報	企業秘密
流出防止のための措置	このガイドラインは、労働者からの事前の届出により労働者の副業・兼業を把握することを規定している。特に、労働者が自社、副業・兼業先の両方で雇用されている場合には、労基法第38条等を踏まえ、労働者の副業・兼業の内容等を把握するため、他の使用者の事業場の事業内容、他の使用者の事業場で労働者が従事する業務内容を確認することが考えられる、と明記している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	労働者の副業・兼業を認める場合、労務提供上の支障や企業秘密の漏洩がないか、長時間労働を招くものとなっていないか等を確認するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	大学における秘密情報の保護ハンドブック	2016	経済産業省	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生 ・大学教職員
施策の対象となる情報	大学における秘密情報 (研究開発等の技術に係る情報を含む)
流出防止のための措置	<p>このハンドブックは、大学での秘密情報保護方法における、秘密情報の分類、目的に応じた情報漏洩対策の実施、秘密情報の取扱い方法等に関するルール、という考え方を示している。特に、各研究室・研究科単位で独自管理している情報に対しても、全学的に統一のルール策定及び周知、徹底を行うことが重要であると明記している。</p> <p>情報漏洩対策の目的は次の5つを記載している。</p> <p>①接近の制御②持出し困難化③視認性の確保④秘密情報に対する認識向上（不正行為者の言い逃れの排除）⑤信頼関係の維持・向上</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	<p>学生が企業との共同研究に参加し当該企業の秘密情報を取り扱う場合における対策を取りまとめ、各大学における関係規程の整備や適切な秘密情報管理の一助となり、結果、産学共同研究をはじめとした産学連携等が一層推進され、イノベーション創出につながることを狙うために策定された。</p>
-------------------	---

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト	2023	内閣府	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学 ・ 研究者、研究機関
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究情報 ・ 成果物
流出防止のための措置	このチェックリストは、リスク管理と評価の仕組みと、相談窓口やリスク対応の研修の機会を推奨し、外国の機関・大学と連携・契約する際のリスク報告、報酬の授受においての報告の仕組み、相手方の組織や構成員の情報確認とリスク評価を求めている。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	大学・研究機関等における研修等での利用により研究者や大学・研究機関等の研究インテグリティへの理解醸成を促し、意図しない利益相反・責務相反となるのを防ぐために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～	2024	内閣官房	②雇用中

施策の概要

施策の対象となる者	・ 事業者社員
施策の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が優位性を有する特定重要物資やその部素材についての中核的な技術 ・ 破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域 ・ 我が国が技術優位性を持つ技術領域のうち、既に一定の技術流出防止措置を求めている特定重要物資を除く領域のうち、技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術及びその技術の実現に直接寄与する技術
流出防止のための措置	<p>このガイドラインは、経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン支援を受けるための認定要件に、特定重要物資やその部素材の技術流出防止措置として、中核技術へのアクセス管理とアクセス可能な従業員の管理、取引先における管理、技術移転等の管理を計画段階で記載する必要があることを明記している。</p> <p>また、経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン支援の措置を踏まえ、技術へのアクセス管理、技術にアクセス可能な従業員の管理、取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む）における管理、といったリスクに応じた技術流出防止措置を行うことが有効であると提言している。リスクに応じたデュー・ディリジェンスを実施し、プロジェクト毎の秘密保持契約の締結や情報管理に関する誓約の取得、重要な情報の適切な管理や不自然な動きのモニタリングと怪しい挙動が確認された際には監査体制を構築すること、全社員が遵守すべき情報管理規律の整備、内閣府の研究インテグリティチェックリストを参照した社内啓発活動、経済安全保障担当の部署横断的な組織を設置し総合的なリスクマネジメントを実施することを提言している。</p> <p>技術流出防止策を講じる際には、研究者の特性やリスクに応じた対策を行い、研究者の記憶にとどまる残留情報は開示や使用の制限の対象外とすることが重要であるとしている。</p>

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	2023年6月に産業技術総合研究所の職員が不正競争防止法違反の容疑で逮捕される事案が発生するなど、企業等が持つ「営業秘密」の漏洩を巡る摘発が後を絶たない状況を背景に、経済安全保障上の国として重要な技術に関して、「ヒト」による技術流出を防ぎ、適切に管理するために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）	2022	経済産業省	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	留学生、研究生や教職員
施策の対象となる情報	外為法の規制技術
流出防止のための措置	このガイドラインは、留学生、研究生や教職員の卒業時や退職時に、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかの確認として再度注意喚起を実施するとともに、入学時・採用時と同様に誓約書を改めて取得することを推奨している。 また、留学生・研究生等が帰国時に規制技術を持ち出さないように行う注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生・研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することを推奨している。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が拡大する中、大学や研究機関においても、国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためにも、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術をより一層適切に管理していくことが求められる。これを背景に、武器や軍事転用可能な技術・貨物が、安全保障上懸念のある国家やテロリストの手に渡ることを防ぐために策定された。
-------------------	--

【調査結果】人を通じた技術流出防止施策 個別の法令・ガイドライン等

国	法令・ガイドライン名	策定年	策定機関	流出を防止する時点
日本	競争避止義務に係る競争政策・独占禁止法上の考え方	2024	公正取引委員会	③退職後

施策の概要

施策の対象となる者	退職者
施策の対象となる情報	各企業の営業秘密
流出防止のための措置	<p>本報告書では、公正取引委員会競争政策研究センターが人材分野に関する独占禁止法及び競争政策上の考え方を取りまとめ、公表した「人材と競争政策に関する報告書」に関連して、考え方のポイントを示している。特に下記事項を示す。</p> <p><秘密保持義務及び競争避止義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由競争減殺の観点からは、発注者（使用者）が、営業秘密等の漏洩防止の目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で秘密保持義務または競争避止義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。 ・競争手段の不正さの観点からは、発注者（使用者）が役員提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をし、またはあらかじめ十分に明らかにしないまま役員提供者が秘密保持義務または競争避止義務を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。 ・優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者（使用者）が課す秘密保持義務または競争避止義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る。 <p><競争政策上望ましくない行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲が不明確な秘密保持義務または競争避止義務は、役員提供者に対して他の発注者（使用者）との取引を萎縮させる場合があり、望ましくない。対策として、関係分野ごとに、範囲の明確化に資する考え方を周知すること等が考えられる。

施策の背景・目的

施策の実施に至った背景や施策の目的	公正取引委員会競争政策研究センターが人材分野に関する独占禁止法及び競争政策上の考え方を取りまとめ、公表した「人材と競争政策に関する報告書」の理解の促進を目的とする。
-------------------	--

調査1-①B

韓国(国家先端戦略産業特別措置法における技術管理)及び
台湾(国家核心重要技術を有する非公務員に対する規制強化等)
に関する調査結果

韓国・台湾における人を通じた技術流出対策の例

- ・ 特に韓国・台湾における下記施策に関する情報につき、調査を行った。

韓国	<p>国家先端戦略産業特別措置法における技術管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2022年2月、国家先端戦略産業競争力強化及び保護に関する特別措置法が制定。・ 国家先端戦略技術を指定。輸出管理・投資管理等に加え、同技術を扱う専門人材に対し、企業が、転職制限、秘密保持義務等を内容とした契約を締結できること等を規定。また渡航記録の開示請求も可能。このほか、専門人材の長期勤続等を促進するために必要な費用の一部の政府による支援も可能。・ <u>【最新情報】2023年12月に「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」の一部改正法律案が提出された。この改正案では、戦略技術保有者が海外事業場からの資料提出要求に対して戦略技術が流出しないよう保護措置を取ることが求められている。</u>
台湾	<p>国家核心重要技術を有する非公務員に対する規制強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>2022年6月、兩岸人民関係条例を改正。</u>・ 中国大陸への渡航に際し、内政部等で構成される審査会の許可が必要となる非公務員の類型に、「政府機関の委託、補助または一定の基準に達する出資を受けて、国家核心重要技術に関わる業務に従事する個人若しくは法人、団体または他の機構の構成員」を追加。・ 他に、同条例では、許可を得ていない中国での労務について、台湾で広告を出すこと、台湾人材の中国就職を仲介する業務に従事することを禁止。・ また、これとは別に、2022年5月に、国家安全法を改正し、指定技術（2023年12月に、先端半導体や炭素繊維技術など22技術を指定）の営業秘密の侵害に係る罰則を強化。

※「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン(策定後の進捗と今後の方向性)」以降の情報をアップデートしたもの

【韓国】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法

- 韓国政府は、産業の持続可能な成長基盤を構築することにより、国家・経済安全保障と国民経済の発展に資することを目的として、「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法（国家先端戦略産業法）」を制定。
- 最新の動向として、2023年12月に同法の一部改正法律案が提出された。

法律名	国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法（国家先端戦略産業特措法） （英語名：Special Measures Act on Strengthening and Protecting National Advanced Strategic Industries、韓国語名：국가첨단전략산업법）
法律概要	国家先端戦略産業の革新サプライチェーンの造成と技術力の強化を通じて、産業の持続可能な成長基盤を構築することにより、国家・経済安全保障と国民経済の発展に資することを目的として制定（同法第1条）。この目的に立って、当法には（1） 国家先端戦略技術に関する規定 、（2）国家先端戦略産業に関して、それぞれ規定される。それらの中で、国家先端戦略技術保有者に対する規制や、先端戦略産業の育成、保護などの支援について盛り込まれている。
制定/施行年	2022年2月3日制定、2022年8月4日施行
最新動向	2023年12月に「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」の一部改正法律案が提出。

韓国における重要技術の選定

- 韓国における重要技術の選定は、「国家先端戦略技術」と「12大国家戦略技術50の細部重点技術」により定められている。

国家先端戦略技術	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家先端戦略産業委員会会議において決定。 ✓ 専門家の意見や関係省庁から構成される先端戦略技術調整委員会がサプライチェーンなど経済安全保障の重要性、関連産業への波及効果などを総合的に勘案して選定されたとされている。
12大国家戦略技術50の細部重点技術	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家科学技術諮問会議（大統領を議長とする最上位科学技術政策意思決定機構）において決定。 ✓ 2021年12月に発表された10の必須戦略技術を土台に追加需要調査を実施し、専門家による評価及び官民合同検討・分析を通じてサプライチェーン・通商、新産業、外交・安保など技術主権観点からの戦略的重要性を根拠に選定。

【韓国】国家先端戦略技術」に特定された重要技術一覧①(2022年時点)

- 2022年11月3日に開催された第一回国家先端戦略産業委員会会議では、半導体、二次電池、ディスプレイに関する15技術を国家先端戦略技術に指定。
- 第一回国家先端戦略産業委員会会議で選定された分野は、半導体関連が大半を占めていることが特徴。

国家先端戦略技術の一覧(2022年11月)

#	業種	技術	
1	半導体	DRAMの設計、工程、素子技術及び積層形成技術	
2		DRAMの積層組立て技術及び検査技術	
3		NAND型フラッシュメモリーの設計、工程、素子技術	
4		NAND型フラッシュメモリーの積層組立て技術及び検査技術	
5		非メモリー	イメージセンサーの設計、工程、素子技術
6			ディスプレイパネル駆動のためのチップ設計技術
7			ファウンドリのプロセス、素子及び積層形成技術
8			パッケージ
9	ディスプレイ	有機EL	
10		次世代ディスプレイ	環境にやさしい量子ドット素材を適用したパネルの設計、製造、工程、駆動技術
11			マイクロ発光ダイオード(LED)ディスプレイパネルの設計、製造、工程、駆動技術
12			ナノ発光ダイオード(LED)ディスプレイパネルの設計・製造・工程・駆動技術
13	二次電池	高エネルギー密度のリチウム二次電池の設計、工程、製造、評価技術	
14		リチウムイオン二次電池用の高容量陽極素材の設計、製造、工程技術	
15		次世代リチウムイオン二次電池の設計、工程、製造、評価技術	

【韓国】「国家先端戦略技術」に特定された重要技術一覧②(2023年時点)

- 2023年5月26日に開催された第2回国家先端戦略産業委員会では、2022年8月の国家先端戦略産業法の施行以来、初めてとなる「第1次国家先端戦略産業育成基本計画」を発表。
- 韓国政府は、2022年11月に国家先端戦略産業に指定した半導体、ディスプレイ、二次電池に加えて、バイオを加えた4つの先端戦略産業における17種類の技術を国家先端戦略技術に指定し、本格的に支援する計画である。

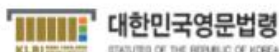
国家先端戦略技術の一覧(2023年5月)

#	業種	技術	
1	半導体	DRAMの設計、工程、素子技術及び積層形成技術	
2		メモリー	DRAMの積層組立て技術及び検査技術
3			NAND型フラッシュメモリーの設計、工程、素子技術
4			NAND型フラッシュメモリーの積層組立て技術及び検査技術
5			非メモリー
6		ディスプレイパネル駆動のためのチップ設計技術	
7		ファウンドリのプロセス、素子及び積層形成技術	
8		パッケージ	システム半導体用パッケージの工程、組立て、検査技術
9	ディスプレイ	有機EL	有機ELパネルの設計、製造、工程、駆動技術
10		次世代ディスプレイ	環境にやさしい量子ドット素材を適用したパネルの設計、製造、工程、駆動技術
11			マイクロ発光ダイオード(LED)ディスプレイパネルの設計、製造、工程、駆動技術
12			ナノ発光ダイオード(LED)ディスプレイパネルの設計・製造・工程・駆動技術
13	二次電池	高エネルギー密度のリチウム二次電池の設計、工程、製造、評価技術	
14		リチウムイオン二次電池用の高容量陽極素材の設計、製造、工程技術	
15		次世代リチウムイオン二次電池の設計、工程、製造、評価技術	
16	バイオ	バイオ医薬品の開発及び製造に適用される動物細胞培養及び精製技術	
17		高品質なオルガノイド再生剤の開発及び製造に適用されるオルガノイド分化及び培養技術	

追加

(参考)「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」

- 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法（国家先端戦略産業法）」の改正案に関する動向は、下記の通り。



国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法

法律第18813号、2022年2月3日

2022年12月31日法律第19205号による改正

※2024年6月ならびに11月の改正案を赤字で反映

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、国家先端戦略産業の革新的エコシステムの構築と技術力の強化を通じて、産業の持続的成長基盤を確立し、国家・経済の安全保障と発展に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律で使われる用語の定義は以下の通り：

- 「国家先端戦略技術」(以下「戦略技術」という。)とは、第11条の規定に基

最新の動き

➤ 改正法案の提出

①議案番号：2201141(2024年6月28日提出)
戦略技術の保護・管理体系における不備を補完し、戦略産業の持続可能な成長基盤を構築するために、**戦略技術保有者が外国政府から戦略技術に関わる情報の提出を求められた場合に、産業通商資源部長官から承認を受けるよう明示し、産業通商資源部長官が基本計画及び前年度の戦略技術流出の現況等を国家に報告するよう、その根拠となる条項を新設する目的である(案第5条第4項、第12条第6項及び第45条の2の新設)。**

②議案番号：2205558(2024年11月14日提出)
国家先端戦略技術の流出及び侵害行為に当該行為を紹介・斡旋または誘引する行為を追加することで、国家先端戦略技術の流出を防ぎ国家・経済の安全保障と国民経済に寄与する目的である(案第15条第9号の新設)。

→上記2か所を追記

【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案(議案番号：2201141) | 知財関連法律改正の動き - 知的財産に関する情報 - 韓国 - アジア - 国・地域別に見る - ジェトロ

【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案(議案番号：2205558) | 知財関連法律改正の動き - 知的財産に関する情報 - 韓国 - アジア - 国・地域別に見る - ジェトロ

【韓国】「12大国家戦略技術 50 の細部重点技術」に特定された重要技術一覧

- 韓国政府は、2022年に12大国家戦略技術と50の細部重点技術を発表。これらの技術は、韓国が2027年までにグローバル5大技術強国に跳躍するために重要な技術としている。
- サプライチェーン・通商、新産業、外交・安保など技術主権観点からの戦略的重要性を根拠に選定がなされており、特に、量子、次世代原子力、半導体技術が最も核心的な技術として挙げられる。
- 半導体関連分野が中心であった国家先端戦略技術とは対照的に、幅広い分野からの指定がなされていることが特徴。

12大国家戦略技術 50 の細部重点技術の一覧

分野	#	技術	分野	#	技術	分野	#	技術
半導体・ディスプレイ	1	高集積・抵抗基盤メモリ	先端バイオ	18	合成生物学	人工知能	34	効率的な学習及びAIインフラ(SW/HW)の高度化
	2	電力半導体		19	遺伝子・細胞治療		35	安全・信頼AI
	3	次世代高性能センサー		20	感染症ワクチン・治療		36	先端AIモデリング・意思決定(認知・判断・推論)
	4	無機発光ディスプレイ	21	デジタルヘルスデータ分析・活用	37			産業活用・革新AI
	5	高性能・低電力人工知能半導体	宇宙航空・海洋	22	大型多段燃焼サイクルエンジン	次世代通信	38	5G高度化(5G-Adv)
	6	半導体先端パッケージング		23	先端航空ガスタービンエンジン・部品		39	高効率5G・6G通信部品
	7	プリフォームディスプレイ		24	宇宙観測・センシング		40	6G
	8	半導体・ディスプレイ素材・部品・装備		25	海洋資源探査		41	5G・6G衛星通信
9	リチウムイオン電池及び核心素材	26		月到着・月面探査	42		オープンラン(Open-RAN)	
二次電池	10	二次電池モジュール・システム	水素	27	水電解水素生産	先端ロボット・製造	43	ロボット精密制御・駆動部品・SW
	11	次世代二次電池素材・セル		28	水素貯蔵・輸送		44	人間・ロボット相互作用
	12	二次電池の再使用・リサイクル		29	水素燃料電池及び発電		45	ロボット自律移動
先端モビリティ	13	自動運転システム	サイバーセキュリティ	30	データ・AIセキュリティ		46	仮想製造
	14	電気・水素自動車		31	ネットワーク・クラウド・セキュリティ		47	高難度自動操作
	15	都心航空交通(UAM)		32	デジタルの弱点分析・対応(サプライチェーンセキュリティ)	量子	48	量子コンピューティング
次世代原子力	16	小型モジュール型原子炉(SMR)		33	新産業・仮想融合セキュリティ		49	量子通信
	17	先進原子力システム・廃棄物管理					50	量子センシング

【台湾】国家安全法/台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例)

- 台湾は、中国大陸へのコア技術流出に対処するために、国家安全保障法の改正に加えて、2022年6月に「台湾地区及び大陸地区人民関係条例」の改正を行った。
- 台湾は半導体関連を中心にハイテク人材を抱える中で、主に中国本土からの勧誘でコア技術流出が流出している状況を踏まえ、法制度の厳格化による技術流出対策を強化したと見られる。

改正の背景

- ✓ 我が国のハイテク産業を保護し、重要な技術の流出を防ぐため、行政院會議は2022年2月17日、法務部、内政部、国防部が共同で作成した「国家安全法」修正草案及び大陸委員会が作成した「台湾地区及び大陸地区人民関係条例」部分条文修正草案を通過させ、立法院に審議を求めると決定した。
- ✓ 行政院長の蘇貞昌氏は、ハイテク産業は台湾の重要な経済の命脈であり、近年、赤いサプライチェーンが台湾産業に浸透する状況がますます深刻化していると述べた。さまざまな手段で我が国のハイテク人材を引き寄せ、国家の核心技術を盗み、我が国の法律を意図的に回避し、無許可で台湾での業務活動を行ったり、他人の名義を借りて違法に台湾に投資するなどの状況が、我が国の情報セキュリティ、経済利益、産業競争力及び国家安全に対して大きな危害をもたらしている。
- ✓ 蘇院長は、社会各界の期待に応え、ハイテク産業を保護し、重要な技術の流出を防ぐためには、法制面でより厳密で完全な国家安全防線を構築し、効果的に管理し、不法行為を抑止する必要があると述べた。

<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/5d673316-5cc1-4b37-a756-8cd62a9e522d>

改正のポイント

- 台湾の立法院は2022年に「国家安全法」と「台湾地区及び大陸地区人民関係条例」の規定を改正して、営業秘密を保護する方法及び技術者の不当なヘッドハンティングを防止する方法によって、それぞれコアテクノロジーの流出阻止を図っている。

国家安全法 改正の ポイント

- ✓ 台湾行政院（内閣）は、重要コアテクノロジーの保護強化措置として「国家安全法」改正案（を作成し、重要コアテクノロジーへの侵害行為の定義と違反の効果などの条文を盛り込んだ）。

台湾地区及び大陸地区人民関係 条例改正の ポイント

- ✓ 重要コアテクノロジーの関係者及び組織、機関の規制に重点が置いた改正を行った（次頁詳細）。

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例)

- 台湾は、中国大陸へのコア技術流出に対処するために、国家安全保障法の改正に加えて、2022年6月に「台湾地区及び大陸地区人民関係条例」の改正を行った。
- 同改正は、**経済スパイ罪の創設や、政府から一定の補助金等を受けた人物の中国への渡航を調査する仕組みの設立が含まれており、台湾のハイテク産業を守り、重要コア技術の漏洩を防ぐ狙いがある**と思料する。

法律名	台湾地区及び大陸地区人民関係条例 (英語名: Act Governing Relations between the People of the Taiwan Area and the Mainland Area 、台湾語名: 臺灣地區與大陸地區人民關係條例)
法律概要	1987年に当時の中華民国政府が民間人の中国大陸への訪問を解禁したことを契機に、兩岸関係が転換し、法律で兩岸の交流を規制する必要性が生じたことから制定。この条例は、台湾地区と大陸地区の間の民間交流を規制し、国家安全保障や経済利益を保護することを目的としている。
施行年	1992年9月18日施行
最新動向	2022年6月8日に「台湾地区及び大陸地区人民関係条例」の一部条文が改正された。2020年の改正では、第9条、第40条、第91条、第93条に修正が行われた。 同改正案は、 経済スパイ罪の創設や、政府から一定の補助金等を受けた人物の中国への渡航を調査する仕組みの設立が含まれており、台湾のハイテク産業を守り、重要コア技術の漏洩を防ぐ狙いがある。

主なポイント

1	重要コアテクノロジー人員が中国大陸地区に入る際の審査管理制度 (関連記載: 第9条第4項第6号、第9条第5項、本条例第91条第4項)
	<ul style="list-style-type: none"> 台湾政府が採用する具体的な保護の方法は、重要コアテクノロジー人員が中国大陸地区に入る前の審査制度を設置するというもの(本条例第9条第4項第6号に規定)。 重要コアテクノロジー人員が大陸地区から台湾に戻った後には、(原)所属機関、委託、補助または出資機関(機構)に通知しなければならない。(本条例第9条第5項に規定)
1	大陸地区の営利事業者が法律の規範を忌避して台湾で業務活動に従事することに関する規制 (関連記載: 第9条第4項第6号、第9条第5項、第91条第4項、第93条第2項第1号)
	<ul style="list-style-type: none"> 中国大陸地区の営利事業者が第三地区で投資した営利事業者が、主務官庁の許可を得ずに台湾地区で設立した支店または事務所は、台湾で業務活動に従事してはならない。(本条例第40条第1項に規定) →台湾の人民が違法な大陸地区投資者に名義を提供して使用させ、または使用を許容した場合、主務官庁から新台湾ドル12万元以上2,500万元以下の過料等の処罰を受ける可能性(第93条第2項第1号)

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第9条①

- 2020年の改正では、第9条、第40条、第91条、第93条に修正が行われた。
- 第9条の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

- 台湾地区の人民が大陸地区に入る場合、一般出境査証手続きを経なければならない。主管機関は航空会社や旅行関連業者に対して、前項の出境申告手続きを行うよう要求することができる。
- 台湾地区の公務員、国家安全局、国防部、法務部調査局及びその所属各級機関の非公務員身分の者は、内政部に許可を申請しなければ大陸地区に入ることができない。ただし、簡任第十職等及び警監四階以下で国家安全、利益または機密に関わらない公務員及び警察官の大陸地区への渡航はこの限りではない。その作業要点は、本法改正後3か月以内に内政部が関連機関と協議して策定し、行政院の承認を得るものとする。
- 台湾地区の人民で以下の身分を有する者は、大陸地区に入る際に申請し、内政部が国家安全局、法務部、大陸委員会及び関連機関と協議して構成する審査会の許可を得なければならない。
 1. 政務人員、直轄市長。
 2. 国防、外交、科学技術、情報、大陸事務またはその他の関連機関で国家安全、利益または機密業務に従事する者。
 3. 前項の機関から委託を受けて国家安全、利益または機密公務に従事する個人または法人、団体、その他の機構の構成員。
 4. 前3項の退職または委託終了後3年未満の者。
 5. 県(市)長。
 6. 政府機関(構)から委託、補助または出資を受けて一定基準に達する国家核心技術業務に従事する個人または法人、団体、その他の機構の構成員。委託、補助、出資の終了または離職後3年未満の者も同様である。
- 前2項に列挙された者は、大陸地区から台湾に戻った後、(元)勤務機関、委託、補助または出資機関(構)に通報しなければならない。ただし、直轄市長は行政院に、県(市)長は内政部に、その他の機関の長は上級機関に通報しなければならない。
- 第4項第2款から第4款及び第6款に列挙された者の国家安全、利益、機密または国家核心技術に関する認定は、(元)勤務機関、委託、補助、出資機関(構)または委託、補助、出資を受けた法人、団体、その他の機構が関連規定及び業務性質に基づいて行う。
- 第4項第4款に定める退職者は、退職または委託終了後、審査会の許可を得なければ大陸地区に入ることができない期間を、(元)勤務機関、委託機関または委託を受けた法人、団体、その他の機構がその国家安全、利益、機密及び業務性質に応じて延長することができる。
- 第4項第2款に従事していた者が重要な国家安全、利益または機密業務に従事していた場合、前項の審査会の許可を得なければならない期間が満了した後も、(元)勤務機関はその大陸地区への渡航前及び台湾に戻った後に(元)勤務機関に申告することを求めることができる。
- 重大な突発事件が発生し、台湾地区の重大な利益に影響を及ぼす場合や兩岸の相互作用に重大な危害をもたらす場合、立法院の議決を経て行政院が一定期間内に台湾地区の人民の大陸地区への渡航を禁止、制限またはその他の必要な措置を講じることができる。立法院が会期内に1か月以内に決議を行わない場合、同意とみなされる。ただし、緊急の場合は事後に承認を得ることができる。
- 台湾地区の人民が大陸地区に入る場合、国家安全または利益を妨害する活動を行ってはならない。

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第9条②

- 2020年の改正では、第9条、第40条、第91条、第93条に修正が行われた。
- 第9条の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

原文仮訳

- 本条例でいう国家核心技术とは、国家安全法第3条第3項に定める国家核心技术を指す。
- 第2項の申告手続き、第3項及び第4項の許可方法及び第5項の通報手続きは、内政部が策定し、行政院の承認を得るものとする。
- 第4項第6款に定める委託、補助または出資の一定基準及びその他の遵守事項に関する方法は、国家科学技術委員会が関連機関と協議して定める。
- 第8項の申告対象、期間、手続き及びその他の遵守事項に関する方法は、内政部が定める。

改正内容・ポイント

第4項序文に定める審査会は、内政部が国家安全局、法務部、大陸委員会と協議して構成し、実務上の審査会の審査需要を考慮して関連機関を追加し、全体的な対応を図る。

国家安全、利益または機密公務に従事する組織形態が多様であることを鑑み、委託対象の範囲を明確にするため、第4項第3款、第6項及び第7項に法人を追加し、争議を防ぎ、文言を修正する。また、第4款に委託終了の規範を追加し、赴陸管制規範を完備する。

国家核心技术の保護を健全化し、国家経済競争優位性を維持し、特定身分者の赴陸規範を強化するため、科学技術基本法第6条第1項の規定を参考にし、第4項第6款を追加し、政府機関（構）から委託、補助または出資を受けて国家核心技术に従事する者の赴陸は審査会の許可を受ける必要があるとし、国家安全及び利益を保護する。また、本条に定めるその他の機関には、公立学校、行政院農業委員会農業試験所などが含まれる。

国家核心技术に関わる者の赴陸管制を完備するため、第4項第6款後段に、委託、補助または出資者が、委託、補助または出資案件の終了、または終了前に離職してから3年未満の場合、その赴陸は第4項の手続きを経て許可を申請する必要があると規定する。

第4項各款に定める赴陸は審査会の許可を受ける必要がある者は、台湾に戻った際に（元）勤務機関に通報する義務を負い、該項第6款の追加に合わせて、第5項を修正し、補助または出資機関（構）を追加して明確にする。

国家核心技术業務に従事する者の認定は、委託、補助または出資機関（構）、または委託、補助、出資を受けた法人、団体、その他の機関が、関連法令または具体的な業務性質に基づいて行い、第4項第6款の追加に合わせて、第6項を修正する。

また、第4項第4款に委託終了の規範を追加するため、第7項に第4項第4款の委託終了後の者が審査会の許可を受けて初めて大陸地区に入ることができる期間を、関連機関がその機密度及び業務性質に応じて追加することを規定する。

明確を期すため、第11項に本条例でいう国家核心技术は、国家安全法第3条第3項に定める国家核心技术を指すと明記する。

第4項第6款に定める委託、補助または出資の一定基準及びその他の遵守事項に関する方法について、第13項に国家科学技術委員会が関連機関と協議して定めることを追加する。

元の第11項及び第12項はそれぞれ第12項及び第14項に移動し、内容は修正されていない。

第1項から第3項及び第8項から第10項は修正されていない。

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第40条の1

- 第40条の1の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

原文仮訳

- ▶ 大陸地区の営利事業またはその第三地区を通じて投資した営利事業は、主管機関の許可を得ず、台湾地区に支店や事務所を設立しない限り、台湾で業務活動を行うことはできない。その支店が台湾で営業する場合、会社法第12条、第13条第1項、第15条から第18条、第20条第1項から第4項、第21条第1項及び第3項、第22条第1項、第23条から第26条の2、第28条の1、第372条第1項及び第5項、第378条から第382条、第388条、第391条、第392条、第393条、第397条及び第438条の規定を準用する。
- ▶ 前項の大陸地区の営利事業及びその第三地区を通じて投資した営利事業の認定、基準、許可条件、申請手続き、申告事項、必要書類、許可の撤回、取消しまたは廃止、業務活動または営業範囲及びその他の遵守事項に関する方法は、経済部が策定し、行政院の承認を得るものとする。

改正内容・ポイント

第1項を以下のように修正する。

(一) 第1項前段の規範目的は、大陸地区の営利事業が台湾で業務活動を行う場合、主管機関の許可を得ることを要求し、行政管理を促進することである。したがって、大陸地区の営利事業が第三地区を通じて投資した営利事業が台湾で業務活動を行う場合も、第1項の規範意旨に含まれる。しかし、陸資が外商（香港、マカオを含む）会社の名義を通じて台湾に投資することが増えていることに対する懸念があり、これが我が国の政治、経済、社会及び文化の正常な発展に疑念を引き起こす可能性がある。また、大陸地区の営利事業が台湾の協力者や第三地区を通じて投資した営利事業を通じて、高度技術人材の引き抜きやその他の不当行為を行うことを効果的に阻止するため、現行の第73条第1項の規定を参考にし、第1項前段の規定を修正し、元の「大陸地区の営利事業」に加えて、「大陸地区の営利事業が第三地区を通じて投資した営利事業」を追加し、主管機関の許可を得ず、台湾地区に支店や事務所を設立しない限り、台湾で業務活動を行うことはできないとする。

(二) 実務の需要に応じ、処罰の明確性原則に従い、会社法の改正（107年8月1日公布、同年11月1日施行）に合わせて、第7章外国会社に関する規定を参考にし、会社法第377条第1項に定める外国会社が我が国で支店を設立する準用条文を参考にし、第1項後段の規定を修正し、大陸地区の営利事業またはその第三地区を通じて投資した営利事業が主管機関の許可を得て、台湾地区に設立した支店が台湾で営業する場合、会社法の関連条文を準用することを明確にする。また、本条例で規定される罰金は第94条に基づいて強制執行されるため、会社法第448条を準用する必要はないため、削除する。

(三) 「準用」は完全適用ではなく、性質が許す範囲内で類推適用されるため、第1項後段の規定で準用する会社法第380条の範囲には、同条第2項前段の「外国会社が別途清算人を指定している場合を除く」という規定は含まれないことを明記する。

明確を期すため、第2項を修正し、経済部が授權して定める方法において、「大陸地区の営利事業及びその第三地区を通じて投資した営利事業の認定基準」及び「業務活動または営業範囲」の内容及び管理方法を明確にする。

また、大陸地区の営利事業が第三地区を通じて投資した会社や台湾地区の協力者を通じて共同で実施または支援する業務活動はすべて本条に違反することを構成し、業務活動には、投資誘致、会員募集、販売、人材募集、面接、給与交渉など、業務に関連するすべての活動が含まれることを明記する。

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第91条

- 第91条の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

原文 仮訳

- 第9条第2項の規定の違反者は、1万台湾元以下の罰金に処する。
- 第9条第3項または第9項行政院公告の処置規定の違反者は、2万元以上10万台湾元以下の罰金に処する。
- 第9条第4項の規定の違反者は、2百万台湾元以上1千万台湾元以下の罰金に処する。
- 第9条第4項第3款、第4款または第6款の身分を有する台湾地区の人民が第9条第5項の規定に違反した場合、(元)勤務機関、委託、補助または出資機関(構)により、2万台湾元以上10万台湾元以下の罰金に処することができる。
- 第9条第8項の規定に違反し、申告すべき事項を申告しなかった場合、(元)勤務機関により、1万台湾元以上5万台湾元以下の罰金に処することができる。
- 第9条の3の規定に違反した場合、(元)勤務機関は情節に応じて、その行為時から五年間の月退職(職、伍)給付の50%から100%を停止し、情節が重大な場合は、その月退職(職、伍)給付を剥奪することができる。既に支給された場合は、これを追徴する。月退職(職、伍)給付がない場合、(元)勤務機関は2百万台湾元以上1千万台湾元以下の罰金に処することができる。
- 前項の処罰は、(元)勤務機関が国家安全局、内政部、法務部、大陸委員会及び関連機関と協議して構成する審査会の審査を経なければならない。第9条の3の規定に違反した場合、その受け取った賞、勳(勳)章及びその免許、証書は追徴して取り消さなければならない。ただし、服務賞章、忠勤勳章及びその証書はこの限りではない。
- 第9条の3の規定に違反し、内乱罪、外患罪、漏洩罪またはその他の犯罪行為を犯した場合、刑法、国家安全法、国家機密保護法及びその他の法律の規定に従って処罰する。

改正 内容 ポイント

修正条文第9条第4項に第6款の規定を追加するため、第4項を修正し、第9条第4項第3款、第4款または第6款の身分を有する台湾地区の人民が第9条第5項の返台通報義務に違反した場合、委託、補助または出資機関(構)により罰金に処できると明記する。

第5項の文言を修正し、明確にする。

修正条文第9条第4項第6款に定める人員が審査会の許可を得ずに大陸に渡航した場合、第3項の規定に従って罰金に処することを明記する。

第1項から第3項及び第6項から第9項は修正されていない。

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第93条の1

- 第93条の1の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

- 以下のいずれかの状況に該当する場合、主管機関は12万台湾元以上2千5百万台湾元以下の罰金を科し、期限を定めて停止、撤回投資または改正を命じることができる。必要に応じて株主権利を停止することもできる。期限内に停止、撤回投資または改正を行わない場合、停止、撤回投資または改正が行われるまで繰り返し罰金を科すことができる。必要に応じて登記主管機関に通知し、認許または登記を取り消すことができる。
 1. 第73条第1項の規定に違反して投資を行った場合。
 2. 自身の名義を提供または許可して前項の者が投資を行った場合。
- 第73条第4項の規定に違反し、申告を行わなかったり、虚偽または不完全な申告を行ったり、検査を回避、妨害、拒否した場合、主管機関は6万台湾元以上250万台湾元以下の罰金を科し、期限を定めて申告、改正または検査を受けることを命じることができる。期限内に申告、改正または検査を受けない場合、申告、改正または検査が行われるまで繰り返し罰金を科すことができる。
- 第73条第1項の規定に基づき許可を受けた投資事業が、第73条第3項に定める転投資に関する規定に違反した場合、主管機関は6万台湾元以上250万台湾元以下の罰金を科し、期限を定めて改正を命じることができる。期限内に改正を行わない場合、改正が行われるまで繰り返し罰金を科すことができる。
- 投資者または投資事業が第73条第3項に定める規定に違反し、審定、申告を行わなかったり、虚偽または不完全な申告を行った場合、主管機関は6万台湾元以上250万台湾元以下の罰金を科し、期限を定めて審定、申告または改正を命じることができる。期限内に審定、申告または改正を行わない場合、審定、申告または改正が行われるまで繰り返し罰金を科すことができる。
- 投資者の代理人が故意または重大な過失により虚偽の申告を行った場合、主管機関は6万台湾元以上250万台湾元以下の罰金を科すことができる。
- 第1項から第4項の規定に違反し、その情状が軽微である場合、各項の規定に基づきまず期限を定めて改善を命じ、改善が完了した場合は罰金を免除することができる。

我が国の経済市場の取引秩序を効果的に維持し、投資取引者及び国家の安全を保護するため、実務上、他人の名義を使用して違法に投資を行う現象に対し、名義を提供または許可した者に対しても、違法に投資を行った者と同様の行政罰及び非裁罰的な不利益処分を課す必要がある。これにより、第1項第2款の規定を追加し、元の第1項に定める「第73条第1項の規定に違反して投資を行った」違法態様を第1款に移し、文言を修正する。大陸地区の人民、法人、団体、その他の機構またはその第三地区を通じて投資した会社が、自身の名義または他人の名義を使用して第73条第1項の規定に違反した場合、第1項第1款の規定に基づき処罰することを明記する。

元の第7項前段の「送達」に関する規定は、行政手続法の関連送達規定に基づき処理できるため、特別な規定は不要である。また、同項中段の投資者の違反行為に対して投資事業に対して執行する部分は、「無責任無処罰原則」と一致しないため、削除する。同項後段の規定も不要であるため、元の第7項の規定を削除する。

第2項から第6項は修正されていない。

原文
仮訳改正
内容
・
ポイント

【台湾】台湾地区及び大陸人民関係条例(兩岸人民関係条例) 第93条の2

- 第93条の2の修正点及びその修正に至った背景については以下のとおり。

原文仮訳

- 以下のいずれかの状況に該当する場合、行為者は3年以下の有期徒刑、拘留または1500万台湾元以下の罰金に処し、民事責任を負う。行為者が二人以上の場合、連帯して民事責任を負い、主管機関はその会社名の使用を禁止することができる。
- 第40条の1第1項の規定に違反して許可を得ずに業務活動を行った場合。
- 自身の名義を提供または許可して前項の者が業務活動を行った場合。
- 前項の状況において、行為者が法人、団体またはその他の機構である場合、その行為責任者を処罰し、該当する法人、団体またはその他の機構に前項に定める罰金を科す。
- 第40条の1第1項に定める営利事業の台湾地区の責任者が支店登記後に営業用資金を該当する営利事業に返還したり、該当する営利事業が資金を回収した場合、五年以下の有期徒刑、拘留または50万台湾元以上250万台湾元以下の罰金に処し、該当する営利事業と連帯して第三者に対する損害を賠償する責任を負う。
- 第40条の1第2項に定める強制または禁止規定に違反した場合、2万台湾元以上250万台湾元以下の罰金に処し、期限を定めて停止または改正を命じることができる。期限内に停止または改正を行わない場合、繰り返し罰金を科すことができる。

改正内容・ポイント

近年、大陸地区の営利事業が台湾地区の協力者や第三地区の会社を通じて人材募集、面接、契約、給与交渉、販売などの業務活動を行い、許可を得て台湾に投資しながら許可目的に反する行為を行ったり、許可を得ずに直接台湾で従業員を雇用して営業秘密を収集・盗取したり、ヘッドハンティング会社を通じて台湾の各産業の人材を不正に引き抜くなどの手段を用いて我が国の法律を回避し、国家安全及び経済利益に深刻な影響を与えている。このため、第1項の規定を修正し、以下のように説明する。(一)台湾地区の人民、法人または団体が名義を貸して大陸地区の営利事業を助けて台湾で業務活動を行う場合、現在の実務では共同実施または協力として罪に問われているが、この行為自体が高度に罰せられるべきものであることを明示するため、第1項第2款を追加し、独立した構成要件を明確にし、第93条の1の修正に合わせて、自身の名義を提供または許可して他人が業務活動を行う場合、本条に基づいて処罰することを明記する。行為者が自身の名義または他人の名義を使用して第40条の1第1項の規定に違反した場合、第1項第1款の規定に基づいて処罰することを明記する。(二)大陸地区の営利事業が迂回手段を用いて本条の規定を回避し、台湾で業務活動を行う状況が非常に蔓延しており、特に最近では我が国のハイテク産業の人材を引き抜くことを目的としており、これが我が国の経済秩序及び国家利益に深刻な影響を与えている。実務判決では、原規定に基づいて一年以下の有期徒刑または罰金に処されるか、執行猶予が付されることが多く、罰が軽く抑止効果が限られている。国家全体の利益を基に、我が国の産業発展を保護し、違法行為を効果的に抑止するため、第1項の規定を修正し、刑罰を「3年以下の有期徒刑、拘留または1500万台湾元以下の罰金」に引き上げ、取引秩序及び国家安全を維持する。

実務上、法人、団体またはその他の機構の名義を用いて第41条の1に違反する行為が行われることが多いため、第2項を追加し、併罰規定を採用し、第1項の規定に違反する場合、行為者が法人、団体またはその他の機構である場合、その行為責任者を処罰し、該当する法人、団体またはその他の機構に罰金を科すことで刑事責任を確立し、法規範の目的を実現する。

処罰の明確性原則に従い、民法第272条第2項の規定に基づき、数人が同一の債務を負い、債権者に対して各自が全額の給付責任を負うことが明示されていない場合、連帯債務の成立は法律に規定がある場合に限るという趣旨及び会社法第372条第2項の外国在台分公司の運営資金の返還または回収の刑罰、同条第3項の外国会社の在台責任者と外国会社の連帯賠償責任の規定を参考にし、第3項を追加する。

第2項及び第3項の追加に合わせて、元の第2項を第4項に移動する。また、第1項に基づき、第40条の1第1項の規定に違反して許可を得ずに業務活動を行った場合の刑罰を3年以下の有期徒刑及び1500万台湾元以下の罰金に引き上げるため、第4項の規定を修正し、第40条の1第2項に基づく強制または禁止規定に違反した場合の罰金額を「2万台湾元以上250万台湾元以下の罰金」に引き上げる。さらに、法制体例に基づき、「連続処罰」を「按次処罰」に修正する。

3

国外の研究機関における研究開発人材取入れ基準に関する調査

3-1

調査方法

調査設計:調査の流れ

- デスクトップリサーチにおいて、研究開発時の人材確保における制約条件の設定等に関する情報を収集する。

基礎調査

デスクトップリサーチ

- 研究開発時の人材確保における制約条件の設定等に関する情報を収集。
- 具体的には、各公的機関のHP等参照し人材の採用時(応募段階/選考段階/採用決定時)に応募者に提出が求められる情報を収集・整理するとともに、各国の研究機関が参照する法令・ガイドラインを抽出し、人材採用にあたって公的機関が参照するであろう審査項目等を調査する。
- 人材の取り入れ時に研究機関が確認する事項の範囲、確認対象の範囲について情報を収集する。

調査設計：調査対象一覧

- 米国、英国、ドイツ、オランダ、カナダ・韓国の公的研究機関（いわゆる日本の産総研的な組織）について、デスクトップ上で、欧米の研究開発人材取り入れの基準(制約条件)の調査を行う。
- 併せて、これらの研究機関が所在する国における、研究時の採用時の基準に係る法令・ガイドラインを抽出し、人材採用にあたって公的研究機関が参照するであろう審査項目等を調査する。

調査対象とする国ならびに代表的な公的研究機関一覧

	米国	英国	ドイツ	オランダ	カナダ	韓国
研究機関名	National Institute of Standards and Technology (NIST)	National Physical Laboratory (NPL)	Fraunhofer Society (Fraunhofer-Gesellschaft)	Netherlands Organization for Applied Scientific Research (TNO)	National Research Council Canada(NRC)	Korea Institute of Science and Technology(KIST)
設立年	1901年	1900年	1949年	1932年	1916年	1966年
概要	NISTは、技術、測定、標準の分野で研究を行う米国の主要な研究機関。産業界や政府機関と協力し、技術革新と産業競争力の向上を目指している。	NPLは、英国の産業界の品質と競争力を支えている主要な研究機関。多くの先端技術プロジェクトに取り組んでおり、産業界や学术界と連携して技術革新を推進している。	フラウンホーファー協会は、応用研究を専門とするドイツの主要な研究機関。産業界との密接な連携を通じて、実用的な技術開発を推進している。	TNOは、オランダの応用科学研究機関であり、産業界や政府と協力して技術革新を推進している。	NRCは、科学技術の研究開発を通じてカナダの経済成長と社会的発展を支援することを目的に設立。エネルギー、環境、健康、情報通信技術、製造業等多岐にわたる研究を実施。	KISTは、科学技術の研究開発を推進し、産業界との連携を強化する役割を担っている。

3-2

調査結果

【英国】National Physical Laboratory (NPL)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、PhDの3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行った。
- NPLでは、正規職員・非正規職員の両方に身辺調査を行うこととなっており、身辺調査で参照される個人情報は、職務経歴、居住歴、犯罪履歴の3点であり、資産情報などは確認しないことが判明した。
- セキュリティクリアランスについては、正社員と有期契約職員のみが英国での雇用における基本的なセキュリティ・クリアランスであるBPSS(Baseline Personnel Security Standard)を取得する必要がある。

研究機関名	National Physical Laboratory (NPL)
組織概要	NPLは、英国の産業界の品質と競争力を支えている主要な研究機関。多くの先端技術プロジェクトに取り組んでおり、産業界や学术界と連携して技術革新を推進している。 主な研究分野は、空気質とエアロゾル計測、先端工学材料、バイオメトロロジー、データサイエンス、寸法計測、地球観測、気候、光学、電気化学、電磁気学、電子及び磁気材料、排出及び大気計測、環境モニタリング、ガス及び粒子計測、グラフェン、質量及び機械計測、質量分析イメージング、医療物理学、温度及び湿度、核計測、量子技術、放射線量測定、表面技術、時間・周波数、超音波。
設立年	1900年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

採用時に応募者が求められる要件

正職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ この特定の分野における仕事の性質上、国籍、居住地、安全保障に関する要件は他よりも厳しく定義されており、この点について採用プロセスを通じて確認する。 ✓ BPSSのセキュリティ・クリアランスを取得する必要がある。
有期雇用	
出向者	HP上に情報がなく、公開情報調査は困難
PhD	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 正職員・有期雇用職員と同様のセキュリティ上の要件は見られない。 ✓ 応募者は、研究テーマ・学歴・研究経験・職歴・その他の経験の提出ならびにCVを求められるのみ。

求められる要件の概要

- BPSS (Baseline Personnel Security Standard) は、英国での雇用における基本的なセキュリティ・クリアランス。政府や重要なインフラに関わる役職に就くために必要な信頼性と安全性を確認するためのもの。
- BPSSのチェックには、身元確認、就労資格確認、犯罪歴チェック、雇用履歴確認が含まれる。
- この職務に就くには、制限のないセキュリティチェック (SC) クリアランスを取得しているか、これを取得する能力を有している必要があるとの記載あり。

【米国】National Institute of Standards and Technology (NIST)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、インターンの3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行った。
- NISTは、**連邦政府と同様にその責任と職務に基づいて機微度とリスクレベルが割り当てられており、これらのレベルに応じて採用時に提出が求められる書類や調査される事項が異なる。**なお、インターンや非正規職員、有期雇用職員、訪問研究員などはほとんどの場合においてun- Classified jobであり、身辺調査の対象とはならない。

研究機関名	National Institute of Standards and Technology (NIST)
組織概要	NISTは、技術、測定、標準の分野で研究を行う米国の主要な研究機関。産業界や政府機関と協力し、技術革新と産業競争力の向上を目指している。 主な研究分野は、先端通信技術、人工知能（AI）、化学、気候、温室効果ガス（GHG）、サイバーセキュリティ、電子工学、エネルギー、環境科学等。
設立年	1901年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

	身元調査の概要	採用時に応募者が求められる要件
正職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 採用後に、基本的な身元調査として住んでいた場所、働いていた場所、通っていた学校、軍歴や警察記録などは共通で審査がある。 ✓ 連邦政府で働いたことがない場合は、指紋を採取する必要がある。 ✓ 身元調査のプロセスは、内定を受け入れた後に開始される。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 責任と職務に基づいて機微度とリスクレベルが割り当てられており、これらのレベルに応じて採用時に提出が求められる書類や調査される事項が異なる。 ✓ インターンや非正規職員、有期雇用職員、訪問研究員などはほとんどの場合においてun- Classified jobであり、身辺調査の対象とはならない。
有期雇用		
出向者		
インターン		

【米国】セキュリティクリアランスの考え方(NISTの求人事例①)

- 連邦政府の仕事に採用された場合、少なくとも基本的な身元調査を受ける必要がある。
- 責任と職務に基づいて機微度とリスクレベルが割り当てられており、これらのレベルに応じて採用時に提出が求められる書類や調査される事項が異なり、機微度とリスクが高いほど調査レベルも高くなるのが特徴。**
- 職位により、セキュリティクリアランス、薬物テスト、OGE-450機密財務開示報告書の提出・確認要否が異なる。**
- セキュリティクリアランスが必要な職務の場合、少なくとも10年分の個人情報を提供する必要があり、さらに多くの情報が必要な場合は、標準フォーム86 (SF86) を記入する必要がある。

実際の求人例

職位	物理科学者（任期付き職員（4年））
職責	職位は、研究セキュリティに関する専門家として、NISTのリーダーシップ及びスタッフに対し、関連する規制やポリシーの遵守に関する助言と指導を提供するもの。
Webサイトの求人に記載される確認事項	<p>Security clearance Top Secret</p> <p>Drug test Yes</p> <p>Position sensitivity and risk Critical-Sensitive (CS)/High Risk</p> <p>Trust determination process Suitability/Fitness</p> <p>Financial disclosure No</p>

指定された薬物検査及び/またはランダムな薬物検査が必要であり、且つセキュリティ要件としてトップシークレット/SCI（特別機密情報）クリアランスが必要

機微度とリスクレベルの考え方

- ほとんどの連邦政府の仕事は、**その責任と職務に基づいて機微度とリスクレベルが割り当てられている。**
- 機微度**は、その職位が米国の国家安全保障に与える潜在的な影響に関連している。

非感度職位(NS)	国家安全保障に重大または深刻な損害を与える可能性はない。
非重要機微度職位(NCS)	国家安全保障に重大または深刻な損害を与える可能性がある。
重要機微度職位(CS)	国家安全保障に非常に重大な損害を与える可能性がある。
特別機微度職位(SS)	国家安全保障に計り知れない損害を与える可能性がある。

- リスクレベル**は、その職位が連邦政府への公共の信頼を損なう可能性に関連している。

低リスク職位(LR)	公共の信頼にある程度の損害または目に見える損害を与える可能性がある。
中リスク職位(MR)	公共の信頼にかなりの損害または深刻な損害を与える可能性がある。
高リスク職位(HR)	公共の信頼に多大な、または計り知れない損害を与える可能性がある。

【米国】セキュリティクリアランスの考え方(NISTの求人事例②)

- セキュリティクリアランスの要件がない場合でも、財務状況についての報告が必要なポジションがある。
- OGE-450 Confidential Financial Disclosure Report (機密財務開示報告書) は、米国政府の倫理局 (Office of Government Ethics, OGE) が要求する報告書。この報告書は、連邦政府の職員が職務上の義務と個人的な財務利益や関係者の間に実際または見かけ上の利益相反がないことを確認するために使用される。

<p>CORE College Intern Category:General Student Trainee</p>	<p>Security clearance Not Required Drug test No Position sensitivity and risk Non-sensitive (NS)/Low Risk Trust determination process Suitability/Fitness</p>	<p>セキュリティ上の要件は見られない。 (CV、研究分野を含む個人声明、累積成績証明書、健康保険の証明書、及び推薦状を求められるのみ。)</p>
<p>Materials Research Engineer(Permanent) Category:Materials Engineering</p>	<p>Security clearance Not Required Drug test No Position sensitivity and risk Non-sensitive (NS)/Low Risk Trust determination process Suitability/Fitness Financial disclosure No</p>	<p>前頁の基本的な身元調査以外でセキュリティ上の要件は見られない。</p>
<p>Administrative Office Assistant (Permanent) Category:</p>	<p>Security clearance Not Required Drug test No Position sensitivity and risk Moderate Risk (MR) Trust determination process Suitability/Fitness Financial disclosure Yes</p>	<p>前頁の基本的な身元調査以外でセキュリティ上の要件は見られない。ただし、このポジションでは、米国市民であり、且つ入職後30日以内にOGE-450機密財務開示報告書 (OGE-450 Confidential Financial Disclosure Report) を提出し、その後は毎年提出する必要がある。</p>
<p>Physical Scientist, General Physical Science (Term - The term may be extended for up to 6-years.) Category:General Physical Science 任期付き職員 (6年)</p>	<p>Security clearance Not Required Drug test No Position sensitivity and risk Non-sensitive (NS)/Low Risk Trust determination process Suitability/Fitness Financial disclosure No</p>	<p>前頁の基本的な身元調査以外でセキュリティ上の要件は見られない。</p>

- ✓ ※OGE-450 Confidential Financial Disclosure Report (機密財務開示報告書) は、米国政府の倫理局が要求する報告書。
- ✓ この報告書は、連邦政府の職員が職務上の義務と個人的な財務利益や関係者の間に実際または見かけ上の利益相反がないことを確認するために使用される。具体的には、資産、所得源、負債、職務、契約や取り決めに関する情報を報告する必要がある。

【ドイツ】Fraunhofer Society (Fraunhofer-Gesellschaft)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、学生インターン関連の3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行ったが、どの職位でも**求人票等からは、セキュリティ上の要件は見られない。**
- 防衛やセキュリティ関連のプロジェクトに従事する場合や、機密情報にアクセスする必要がある場合には何らかのセキュリティ要件が課されている可能性がある。

研究機関名	Fraunhofer Society (Fraunhofer-Gesellschaft)
組織概要	Fraunhofer Societyは、ドイツに本拠を置く世界有数の応用研究機関。ドイツ及びヨーロッパの経済競争力を強化することを使命としている。 主な研究分野は、エネルギーと環境（再生可能エネルギー、エネルギー効率、環境技術）、健康と医療（バイオテクノロジー、医療技術、デジタルヘルスケア）、情報と通信（サイバーセキュリティ、データ分析、人工知能、通信技術）、材料と製造（ナノテクノロジー、スマートマテリアル、先進的な製造プロセス）、モビリティと輸送（自動運転、電動モビリティ、交通システム）等。
設立年	1949年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

採用時に応募者が求められる要件		求められる要件の概要
正職員	✓ 求人票等からの公開情報上では、身辺調査の実施は確認できなかった。同様に、セキュリティ上の要件は見られない。	正職員であっても、求人票等からは、セキュリティ上の要件は見られない。 防衛やセキュリティ関連のプロジェクトに従事する場合や、機密情報にアクセスする必要がある場合には何らかのセキュリティ要件が課されている可能性がある
有期雇用		
出向者	HP上に情報がなく、公開情報調査は困難	
学生	✓ 求人票等からの公開情報上では、身辺調査の実施は確認できなかった。	

【オランダ】Netherlands Organization for Applied Scientific Research (TNO)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、学生の3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行った。
- TNOでは、学生インターン等も含む働くすべての人が犯罪で有罪判決を受けていないことを証明する行動証明書 (VOG) を提出する必要がある。また、防衛及び安全保障分野のクライアントのために働く場合には、追加で AIVD (オランダ情報保安局) による無欠陥証明書 (VGB) の発行も必要であり、事前にセキュリティ調査を受ける必要がある。

研究機関名	Netherlands Organization for Applied Scientific Research (TNO)
組織概要	TNOは、オランダの応用科学研究機関であり、産業界や政府と協力して技術革新を推進している。企業や政府のために知識を応用することを目的としている。 主な研究分野は、応用科学、契約研究、専門的なコンサルティングサービス、特許及び専門ソフトウェアのライセンス供与等。
設立年	1932年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

採用時に応募者が求められる要件

正職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有罪判決を受けていないことを証明する行動証明書 (VOG) を提出する必要がある。 ✓ 防衛及び安全保障分野のクライアントのために働くためには、AIVD (オランダ情報保安局) による無欠陥証明書 (VGB) の発行が必要がある。
有期雇用	
出向者	HP上に情報がなく、公開情報調査は困難である
学生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有罪判決を受けていないことを証明する行動証明書 (VOG) を提出する必要がある。

求められる要件の概要

- 行動証明書 (VOG) は、オランダの法務保護大臣が発行する文書で、申請者が職務の遂行に関連する犯罪で有罪判決を受けていないことを証明するもの。新しい仕事やインターン開始時に、雇用主から提出を求められることが多い。
- 防衛及び安全保障分野のクライアントのために働くためには、AIVD (オランダ情報保安局) による無欠陥証明書 (VGB) の発行が必要であり、事前にセキュリティ調査を受ける必要がある。

【オランダ】セキュリティクリアランスの考え方(TNOの求人事例)

- TNOの安全保障分野の研究で求められるクリアランスは、機密情報にアクセスするための基本的なクリアランスであるVGBであり、他のクリアランスと比べると最もベーシックなもの。VGBの審査項目は、**犯罪歴、財務状況、過去の雇用履歴、社会的関係、行動パターン**など。
- 具体的な求人によっては、他のクリアランスが求められる場合もあるが、一般的にはVGBが最も一般的である（求人情報からは他のものについては未確認）。

実際の求人例(※安全保障関連)

職位	レジリエンス&セキュリティ (RenS) 部門 サイバーセキュリティ分野の科学者 (正社員)
職責	RenSのメンバーは、安全保障分野に影響を与える課題に取り組む部署。 職位は、安全保障組織の定量的及び定性的な作業プロセスの改善、サイバー脅威のためのさまざまな分析手法の適用、脅威及びリスク手法の策定、オランダのサイバードメインにおけるイノベーション環境の改善などに焦点を当てた研究に従事するもの。
Webサイトの求人に記載される確認事項	プロセスの概要等に関する記載 (デンマーク語を翻訳) <ul style="list-style-type: none"> • 選考プロセスは2回の面接で構成される。最終面接では、労働条件について話し合う。 • オンラインアセスメントとリファレンスチェックが選考プロセスの一部となる場合がある。 • 勤務する場合は、行動証明書 (VOG) の提出が必要となる。 • <u>防衛及び安全保障分野のクライアントのために働くためには、AIVD (オランダ情報保安局) による無欠陥証明書 (VGB) の発行が必要であり、事前にセキュリティ調査を受ける必要がある。</u>

オランダの主なセキュリティクリアランス

- オランダの主要なセキュリティクリアランスの種類は以下。職務の機密性やアクセスする情報のレベルに応じて異なる。
- TNOの安全保障分野の研究で求められるクリアランスは、機密情報にアクセスするための基本的なクリアランスであるVGBであり、他のクリアランスと比べると最もベーシックなもの。

VGB (Verklaring van Geen Bezwaar)	概要: 防衛及び安全保障分野で働くために必要なクリアランス。 審査項目: 犯罪歴、財務状況、過去の雇用履歴、社会的関係 (家族・友人・外国との関係)、行動パターン など。 セキュリティレベル: 中程度。 <u>機密情報にアクセスするための基本的なクリアランス。</u>
MIVD (Militaire Inlichtingen- en Veiligheidsdienst)	概要: 軍事情報及び安全保障サービスによるクリアランス。軍事関連の職務に必要。 審査項目: VGBと同様の項目に加え、軍事関連の詳細な背景調査。 セキュリティレベル: 高い。軍事機密情報にアクセスするためのクリアランス。
AIVD (Algemene Inlichtingen- en Veiligheidsdienst)	概要: 一般情報及び安全保障サービスによるクリアランス。政府機関や重要インフラに関わる職務に必要。 審査項目: VGBと同様の項目に加え、国家安全保障に関連する詳細な背景調査。 セキュリティレベル: 非常に高い。国家機密情報にアクセスするためのクリアランス。

【カナダ】National Research Council Canada(NRC)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、学生インターンの3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行った。
- NRCではすべての職員がカナダ政府のセキュリティクリアランスの一種である「信頼性ステータス (Reliability status)」を取得する必要があり、有期雇用職員やインターンも含まれる。

研究機関名	National Research Council Canada(NRC)
組織概要	NRCは、カナダ政府の主要な科学技術研究開発機関。イノベーション、科学、産業大臣を通じて議会に報告する政府機関であり、クライアントコミュニティから選ばれた評議会によって運営されている。 主な研究分野は、デジタル技術（人工知能・バイオインフォマティクス）、新興技術（高度電子工学とフォトンクス・天文学と天体物理学）、エンジニアリング（建設・エネルギー、鉱業、環境）、ライフサイエンス（水産及び作物資源開発・人間の健康治療法）、輸送と製造（航空宇宙・自動車及び表面輸送）、量子及びナノテクノロジー（応用量子コンピューティング 量子センサー・量子センサー）等。これらの研究分野を通じて、NRCはカナダの産業と協力し、科学的なブレークスルーとイノベーションを加速させることを目指している。
設立年	1916年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

採用時に応募者が求められる要件

求められる要件の概要

正職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>カナダ政府のセキュリティクリアランスの一種である「信頼性ステータス (Reliability status)」を取得する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「信頼性ステータス (Reliability status)」は、カナダ政府のセキュリティクリアランスの一種で、政府の資産や保護された情報にアクセスするために必要。 このクリアランスを取得するためには、背景調査が行われ、過去の雇用履歴、犯罪歴、財務状況などが確認される。これにより、職員が信頼できる人物であることが保証されるという仕組み。
有期雇用		
出向者	HP上に情報がなく、公開情報調査は困難であるが、他のポジションと同様に信頼性ステータスが必要と考えられる	
学生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>正職員・有期雇用職員と同様に、信頼性ステータス (Reliability status) が求められる。</u> ✓ 応募者は、それ以外に、研究テーマ・学歴・研究経験・職歴・その他の経験の提出ならびにCVを求められる。 	

【カナダ】セキュリティクリアランスの考え方(NRCの求人事例)

- 前述のとおり、カナダのNRCは全員が最低でも「信頼性ステータス (Reliability status)」を取得する必要があるが、先進技術やその他の軍事関連技術に関する職位にある職員に対してはさらにはハイレベルな要件のセキュリティ要件が求められている。

Program Director, AI For
Productivity Challenge Program
Organizational Unit: Digital
Technologies
Classification: MGT-2
Tenure: Continuing (常勤)

・ Condition of Employment Secret (II);

Aircraft Maintenance Engineer
(Avionics)
Organizational Unit: Aerospace
Classification: TO-3
Tenure: Continuing (常勤)

・ Condition of Employment Secret (II);

・ オタワ空港の制限区域にアクセスするために必要な身分証明書 (RAIC) を取得し、維持する必要がある。

「Secret (II)」とは、カナダ政府のセキュリティクリアランスの一種で、「秘密 (レベルII)」を指す。このクリアランスは、機密情報にアクセスするために必要であり、通常、雇用開始後12か月以内に取得する必要がある。

RAICは、空港の制限区域に無制限にアクセスするために必要な証明書で、通常、徹底的な背景調査とセキュリティクリアランスが必要です。これには、指紋、顔写真、過去5年間の職歴や居住歴などの情報提供が含まれる。

Human Resources Coordinator
Organizational Unit: Human
Resources Branch
Classification: AD-4
Tenure: Term
Duration: Two (2) years (有期雇用、2年)

・ Reliability status

Indigenous Student
Employment Program
Classification: Student
Duration: Approximately sixteen weeks (four months) during the summer or part-time during the academic semester (インターン)

・ Reliability status

【韓国】Korea Institute of Science and Technology(KIST)

- ウェブサイト上では、正社員、有期契約、学生（ポスドク・インターン）の3つの枠での採用がオープンになっており、これに基づき採用時の制限に関する調査を行った。
- KISTでは、募集要項等にセキュリティクリアランス等に関する記載はないものの、学生を含むすべての応募者に対し選考の過程で身元調査が設けられている。**
- 研究職については、他国のように例えば軍事関連技術/非軍事関連技術によってセキュリティ要件が設けられているなどの記載が募集要項はみられない。**

研究機関名	Korea Institute of Science and Technology(KIST)
組織概要	KISTは、韓国初の総合的な科学研究機関として、特に1970年代と1980年代の急速な経済成長期において、国の経済発展に大きく貢献してきた。様々な科学技術分野で基礎研究を行っている。韓国の産業の近代化を推進し、急速な経済成長を支える技術開発に注力してきた。 主な研究分野は、次世代半導体、AI・ロボティクス、バイオ医療、クリーンエネルギー、先進材料、脳科学。
設立年	1966年

研究開発人材取り入れの基準(制約条件)

採用時に応募者が求められる要件

求められる要件の概要

正職員	✓ 採用プロセスは、書類審査 → (資質検証セミナー：専門面接※研究職のみ) → 総合面接、身元調査、採用身体検査 → 最終合格	<p>学生を含むすべての応募者に対し選考の過程で身元調査が設けられている。</p>
有期雇用	✓ 研究職については、他国のように例えば軍事関連技術/非軍事関連技術によってセキュリティ要件が設けられているなどの記載はみられない。	
出向者	HP上に情報がなく、公開情報調査は困難であるが、他のポジションと同様に身元調査が必要と考えられる。	
学生 (ポスドク・インターン)	✓ 書類提出時点ではブラインド選考（選考過程において名前や性別、年齢、学歴といった個人情報を取り除き、能力のみで応募者を評価・採用するもの）を行うが、 最終面接前に身元調査がある。	

3-3

参考資料

(参考) 欧米におけるセキュリティクリアランスの対象者

- ・ 米国・英国においては、政府職員はセキュリティクリアランスの対象となる。

諸外国における情報保全制度の比較③ (セキュリティ・クリアランスの対象者)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠	大統領令第13526号、第12968号、保全行政責任者指令6号等	英国政府人的保全部管理 等	連邦保安審査に関する前提及び手続並びに機密事項の保護に関する法律 等	防衛法典、国防秘密保護に関する省庁間一般通達第1300号 等	セキュリティスクリーニング基準 等	保護的保全方針枠組み 等
クリアランスの対象者	原則として、米国市民である政府職員、契約事業者、ライセンサー、認定資格保有者、政府機関からの助成金受領者	クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする一定の役職に就く者 ※全ての公務員・軍所属者・政府の臨時職員・政府請負業者は基礎的調査基準 (BPSS) に基づく調査に服する	安保上機微な活動を行うことを託される者 ※クリアランス対象情報へのアクセス権を有する又はアクセスし得る者、国際機関のクリアランス対象情報へのアクセス権を有する又はアクセスし得る者 等	クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする役職を特定する一覧表に掲げられた役職に就く者	連邦政府内の役職者及び政府のセンシティブ情報を共有する必要のあるその他の個人 ※その他の個人：政府と一定の契約・臨時採用等の手続きを経た者	原則として、公務員採用要件を満たし、クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする職務に就くこととなるオーストラリア国民
民間人	政府との契約等によりクリアランス対象情報に触れる場合、民間人にもクリアランスが付与され得る					

(参考) 欧米における情報漏洩関連の罰則

- ・ 米国・英国においては、政府職員はセキュリティクリアランスの対象となる。

諸外国における情報保全制度の比較⑥ (漏えい等に対する罰則)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典第18編 (刑法及び刑事訴訟法)	公務秘密法	刑法	刑法
スパイ行為等	外国政府を援助する目的での国防に関する情報の外国政府関係者への漏えい (§794) → <u>死刑、終身刑、有期刑</u>	国の安全又は利益を損なう目的での敵を利する情報の収集、伝達 (1911 §1) → <u>3年以上14年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	国家秘密の外国勢力への漏えい (§94) → <u>1年以上の拘禁刑</u> 上記のうち、特別な地位を濫用した場合 → <u>終身刑、5年以上の拘禁刑</u> 上記のうち、対外的安全に特に重大な損害を与えるおそれを生じさせた場合 → <u>終身刑、5年以上の拘禁刑</u>	国民の基本的利益を損なうおそれがある情報の外国政府や外国企業への漏えい (§411-6) → <u>15年以下の拘禁刑、22万5000ユーロの罰金刑</u>
その他の情報漏洩等	国防に関する情報の合法／非合法所持者による他者への伝達 (§793) → <u>10年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 暗号及び通信諜報に関する機密情報の漏えい (§798) → <u>10年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員・政府契約者等による職務上保有する機密文書の権限なき持ち去り (§1924) → <u>5年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	保安又は諜報の活動に従事する者によるその地位によって得た保安又は諜報に関する情報の漏えい (1989 §1) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員又は政府との契約者によるその地位によって得た防衛に関する情報の有害な漏えい (1989 §2) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u> 政府職員又は政府契約者によるその地位によって得た国際関係に関する情報又は他国から入手した秘密情報の有害な漏えい (1989 §3) → <u>2年以下の拘禁刑、罰金刑</u>	国家機密を権限のない者に触れさせ、又は公衆に知らせ、国の対外的安全に重大な損害を与えるおそれを生じさせる行為 (§95) → <u>6月以上5年以下の拘禁刑 (特に重大な事案にあつては1年以上10年以下)</u> (おそれの発生が過失による場合は、5年以下の拘禁刑、罰金刑 (§97(1))) 公務員、公共サービス委託先業者等が、その地位により得た情報を漏えいし、重要な公共の利益を危険にさらす行為 (§353b) → <u>5年以下の拘禁刑 (危険の発生が過失による場合は、1年以下の拘禁刑)</u>	国防上の秘密情報を職務上保有する者による漏えい (§413-10) → <u>7年以下の拘禁刑、10万ユーロの罰金刑</u> 上記以外の者による国防上の秘密情報の窃取等 (§413-11) → <u>5年以下の拘禁刑、7万5千ユーロの罰金刑</u>

4

国内の企業による技術流出対策に関する調査

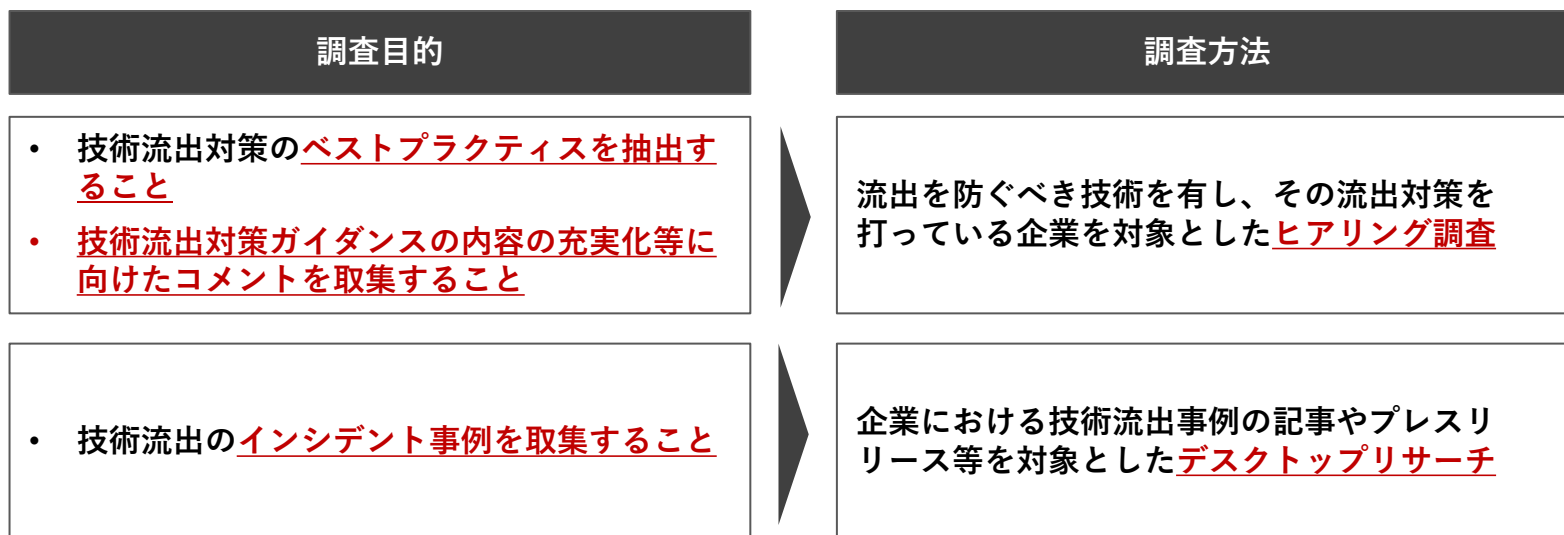
4-1

調査方法

調査の全体像

- 国内の企業による技術流出対策に関する調査では、技術流出対策のベストプラクティス抽出及び技術流出対策ガイダンスへのコメント収集を目的としたヒアリング調査と、技術流出のインシデント事例収集を目的としたデスクトップリサーチを実施した。

国内の企業による技術流出対策に関する調査の全体像



ヒアリング調査の概要

- ヒアリング調査では、技術流出対策を実施している企業を対象として、下記①②③について聴取する方針でヒアリングを実施した。

ヒアリング調査の概要

目的

- **技術流出対策のベストプラクティスを抽出すること**
- **技術流出対策ガイダンスの内容の充実化等に向けたコメントを収集すること**

ヒアリング 対象の選定方法

- 以下の企業群により、技術流出対策を実施している企業の母集団を作成した。
 - 過去の経済産業省調査により、技術流出対策が確認されている企業
 - 供給確保計画の認定を受けた企業（これらの企業は技術流出対策を実施することが義務付けられている）
- その上で、業種等のバランスをかんがみ、ヒアリング対象企業を選定した。

ヒアリング 設問の設計

主に以下の事項について聴取する方針で、ヒアリングを実施した

- ① 技術流出という観点で、ヒアリング対象企業の技術や事業の特徴、外部環境の変化についてお伺いした上で、それらを踏まえ、**(1)海外技術移転(2)人を通じた技術流出防止策の実効性を高めるため、特に注力していること**を聴取する。
- ② 技術流出対策ガイダンスの案における対策項目を提示した上で、**企業における現場の課題・実務的な観点とずれがないか、追加すべき有益な対策項目の抜け漏れがないか**を聴取する。
- ③ 技術流出対策ガイダンスの案における対策項目の中で、**特にヒアリング対象が重視している項目について、具体的な対策の内容やその効果を高めるためのポイント**を聴取する。

4-2

調査結果

ヒアリング調査結果

ヒアリング調査対象企業一覧(実施日順)

- 以下12社に対してヒアリング調査を実施した。
- 本調査では技術流出ガイドランスの策定に向け、企業における技術流出防止施策の聴取や、ガイドランス内容に関する意見交換が実施されたが、具体的な内容については企業の非公開情報を多分に含むため、本頁への記載は割愛する。

#	企業の業種
1	電子部品メーカー
2	自動車部品メーカー
3	化学メーカー
4	重工メーカー
5	重工メーカー
6	化学メーカー
7	電気機器メーカー
8	輸送用機器メーカー
9	総合電機メーカー
10	化学メーカー
11	電子部品メーカー
12	電子部品メーカー

5

技術流出ガイダンスに関する研究会

技術流出ガイダンスに関する研究会の開催時期・議題・参加者

- 企業における技術流出防止対策（主に人を通じた技術流出及び海外移転に伴う技術流出）について論点を整理し、技術流出対策ガイダンスの作成等について検討するの目的で、研究会を計2回開催した。
- 技術流出ガイダンスに関する研究会では、技術等の情報管理に通じている学識経験者、関連団体、弁護士、個別企業等の計9名で議論を実施した。

技術流出ガイダンスに関する研究会の開催時期・議題

時期	開催回	議題	開催形式
1月17日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> • 本研究会の位置付け等について • 技術流出対策ガイダンス骨子について • 今後の進め方について 	<ul style="list-style-type: none"> • 現地開催（経済産業省）＋オンライン
2月19日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> • 技術流出対策ガイダンス骨子について • 今後の進め方について 	<ul style="list-style-type: none"> • 現地開催（経済産業省）＋オンライン

技術流出ガイダンスに関する研究会の参加者

氏名	所属・役職
大島 昌彦	日本商工会議所 国際部 課長
片山 銘人	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 経済・社会政策局長
川田 琢之	筑波大学 教授
久保 浩平	日本経済団体連合会 国際経済本部 主幹
小島 英太郎	日本貿易振興機構 総括審議役（経済安全保障担当）
鈴木 潤	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 スペシャル・カウンセラー
高梨 義幸	TMI 総合法律事務所 パートナー
松本 宗樹	日本アイ・ビー・エム株式会社 人事労務部長
森田 恵	積水化学工業株式会社 高機能プラスチックカンパニー 経営管理部 法務グループ長

6

まとめ

調査結果のまとめ

- 本調査研究で実施した調査①②で得られた知見を概括すると以下のとおりである。
- 調査③では技術流出ガイダンスの策定に向け、企業における技術流出防止施策の聴取や、ガイダンス内容に関する意見交換が実施されたが、具体的な内容については企業の非公開情報を多分に含むため、本頁への記載は割愛する。

調査①

国内外の政府等による技術流出防止施策

海外技術移転に係る技術流出防止施策については、国家安全保障や、注力技術の戦略的な発展の観点から、各国において技術流出防止の施策が確認された。

- 海外への役務提供・輸出に関しては、米国・ドイツ・オランダ・韓国・日本では、政府等による許可の必要性や規制が存在。英国、台湾では支援体制の整備や指針の提供等、強制力のない施策を確認。
- 合併会社設立に関しては、米国・ドイツ・オランダ・韓国・台湾・日本では、政府等に対する報告や届け出が求められている。英国では、想定リスクの提示等、強制力のない施策を確認。
- 海外企業のM&Aに関しては、すべての調査対象国で強制力のある施策が確認された。

人を通じた技術流出防止施策についても同様に、国家安全保障や、注力技術の戦略的な発展の観点から、各国において技術流出防止の施策が確認された。

- 人材採用・受け入れ時に関しては、すべての調査対象国でその内容はことなるものの、セキュリティチェックを求める施策が確認された。
- 人材雇用中に関しては、米国、英国、韓国、台湾、日本においてリスク評価の観点から対応を義務付ける施策を確認。ドイツ、オランダでは義務付けではないもののリスク管理の方法が示されていることを確認
- 人材退職後に関しては、米国、英国、オランダ、韓国では強制力のある規定が確認された一方、ドイツ、日本では対応の提案や注意喚起のみが確認された。

調査②

国外の研究機関における研究開発人材取入れ基準

- 英国NPL、米国NIST、カナダNRC、オランダTNOは、職員に対してはセキュリティクリアランスの取得を含めており、身辺調査が行われている。対象となる職員の範囲は、各国で異なるが、英国ではその範囲が最も広く正規職員・非正規職員に対して行われるが、その他の機関については職責によって異なる。
- 今回調査対象となった6カ国の研究機関における人材の取り入れ時に研究機関が確認する事項の範囲、確認対象の範囲は、その確認の範囲が最も広範なのは英米加蘭であり、一方でドイツについては身辺調査の実施そのものが行われていない可能性があり、その他の欧米と比べると入所時の制約条件が緩い可能性がある。
- なお、韓国については、募集要項等にセキュリティクリアランス等に関する記載はないものの、学生を含むすべての応募者に対し選考の過程で身元調査が設けられていることが公開情報から判明している。

Thank you

[pwc.com/jp](https://www.pwc.com/jp)

© 2024 PwC Consulting LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may so (METI) mes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.